

参議院憲法調査会議録第一一号

平成十六年十月二十七日(水曜日)
午後零時四十分開会

委員の異動

十月二十六日

辞任

仁比 聰平君

補欠選任

井上 哲士君

出席者は左のとおり。

会長
幹事

関谷 勝嗣君

愛知 治郎君

武見 敬三君

舛添 要一君

若林 正俊君

鈴木 寛君

篠瀬 進君

若林 秀樹君

山下 栄一君

秋元 司君

岡田 勝人君

浅野 直樹君

河合 常則君

北川 イッセイ君

国井 正幸君

佐藤 泰二君

藤野 公孝君

松村 龍二君

三浦 一水君

森元 恒雄君

山下 英利君

山本 順三君

江田 昌吉君

喜納 五月君

それは、御意見のある方は順次御発言願います。

森元恒雄君。

○森元恒雄君 自由民主党の森元恒雄でございます。

それでは、私の方から地方自治・住民投票について十五分お話ししさせていただきます。

現行の憲法が地方自治に関する特別の章を設けまして四条にわたって規定をしたということが、この今日の日本の地方自治の発展、充実を図る上で非常に大きな貢献をしてきたということは、私は認めるべきだと思います。

ただ、日本のその地方自治制度が現状においてもなお不十分であることは一致した見方ではないかと。それゆえに、現在 地方分権の方向に向かつて改革が進められておるわけでございまして、そういうことを考えますと、やはり憲法もなお手を加えるべきところが幾つかあるんではないかなというふうに考えております。

現在の日本のこの国家体制の中で地方自治体が極めて重要な役割を果たしている。單一国家の中では、世界の主要国の中でも日本の自治体ほど内政の大きなウエートを占めておるところはないと言つてもいい状況であるかと思いますが、しかしその実情は、本当の意味での地方自治というものがそこで行われているかというと、いささか疑問でございまして、過日の地方分権一括法におきまして事務の整理が一応できました。まま子扱い的な性格を持つておりますと機関委任事務が廃止され、自治事務と法定受託事務に新たに仕分をされたわけであります。法定受託事務の中には、必ずしもこれが法定受託事務として位置付けることが適當かどうかと疑問を抱くようなものもまだ幾つも残っておりますし、さらに今回、三位一体の意見交換を行います。

日本国憲法に関する調査を議題といたします。「地方自治・住民投票制」について委員相互間の意見交換を行います。

まず初めに、各会派から一名ずつそれぞれ十五分以内で御意見をお述べいただきたいと存じます。なお、御発言は着席のままで結構でございます。

この事務配分と財源との関係というものがきつちりと整理されていないと、そういうところに問題がある。

で、日本の地方自治体は、自主性、自立性、独立性というものが必ずしも十分ではなくて、国の大企画立案、あるいは指示、チェック等の下で実際の事務事業を、仕事を行つておるというのが実態ではないかなというふうに思います。そういう意味では、自治事務をもつと増やしていくことなどが基本でありますし、財政の面におきましても自主財源の強化という観点で自治財政権を更に確立、拡充していくことが必要ではないかというふうに思います。

で、そういうふうな自治、地方自治体の実態が必ずしも本来の自治に必ずしも十分に沿つていないと。そのよつて来る一つの原因は、私は憲法に規定するこの地方自治の本旨と、こういう、この概念のあいまいさに起因しているところがあるんでないかと。この、余り憲法ですから事細かにいことまで書くのは、逆にその柔軟な制度改正といいますか、実態に即した、時代の変化に即した改正を束縛するという意味ではないといふべきですが、しかし余りにも抽象的で、その意味するところが必ずしもはつきりしないといふのも、これは逆に問題ではないかと。

今申し上げた自治の限界というものがそこにあります。あるわけがありますが、しかし余りにも抽象的で、その意味するところが必ずしもはつきりしないといふのも、これは逆に問題ではないかと。この、余り憲法ですから事細かにいことまで書くのは、逆にその柔軟な制度改正といいますか、実態に即した、時代の変化に即した改正を束縛するという意味ではないといふべきですが、しかし余りにも抽象的で、その意味するところが必ずしもはつきりしないといふのも、これは逆に問題ではないかと。

今申し上げた自治の限界というものがそこにあります。あるわけがありますが、しかし余りにも抽象的で、その意味するところが必ずしもはつきりしないといふのも、これは逆に問題ではないかと。この、余り憲法ですから事細かにいことまで書くのは、逆にその柔軟な制度改正といいますか、実態に即した、時代の変化に即した改正を束縛するという意味ではないといふべきですが、しかし余りにも抽象的で、その意味するところが必ずしもはつきりしないといふのも、これは逆に問題ではないかと。この、余り憲法ですから事細かにいことまで書くのは、逆にその柔軟な制度改正といいますか、実態に即した、時代の変化に即した改正を束縛するという意味ではないといふべきですが、しかし余りにも抽象的で、その意味するところが必ずしもはつきりしないといふのも、これは逆に問題ではないかと。

それで、私は、最近EUの諸国がヨーロッパ地方自治憲章というものを採択をして、それに沿つて各国が今分権改革を進めておるわけですねけれども、そこで言われている一つの基本原則が補完性の原理ということでありまして、これは住民に身近なところの団体が原則的にすべての分野をまずけれども、責任を持つて仕事をすると。その団体では処理しきれないような部分についてはより広域的な団体が処理をする、そこでもまだ無理な場合には最終的に国がすると。要するに、まず基本的なところの基礎的な自治体が最優先で仕事の分担をすると。これを補完性の原理ということとて言つておるわけでありますけれども、日本の分権一括法も基本的に國はそういう考え方を踏襲しているというふうに私は理解しておりますが、そういう考え方を憲法上も明記するということが必要ではないかとういうのがもう一点でございます。

それから三点目として申し上げたいのは、先ほども申し上げたように、この財源の裏付け、自治を確立するためには権限、事務配分のみならず、その実際の仕事をするときの財源的な裏付けがこれまでの自治の面でどこまで確立されているかと、いうことが非常に重要な点であります。

日本の場合には、よく言われますように、まあ三割自治という言葉に象徴されるように、財源が極めて限られております。足らないところは國からの補助金あるいは負担金等でカバーをし、あるいはまた借入金に依存せざるを得ないという状況であります。が、基本的には、自治事務は本来全額の自主財源で執行できるというのが一番望ましいんではないか。あるいはまた、法定受託事務というふうに区分されるものがあるわけですから、それは本来國の仕事であり、ただ執行を地方団体に任せた方が全体として能率的、効率的だといふものであるとすれば、その財源は全額國が負担をしますというのと、このことが原則ではないか。その中には一部例外的なものもあるうかと思いますが、基本原則はそういう考え方でいくのが望ましいのではないかと私は考えておりますけれども、

そういう物の考え方等いうものを憲法上にも基本原則を明確にすることによって、仕事の執行の面あるいは財源の面でも地方の自主性が高まるわけでありまして、そうすることによって、本当に自分たちの団体のことは自分たちの意思で決めると。そしてまた、その決めた結果責任は自分たちが負うと。自己決定と自己責任の原則がそういう事務と財源を通じて確立する、それが本来地方自治の在り方ではないかと、こういうふうに思うわけでござります。

それからもう一点申し上げたいのは、日本の現在の地方自治は市町村と都道府県の二層制になつております。御案内のとおり、今、市町村合併が全国的に推進されておるわけですが、これは今、現象的には財政的な制約からそういうインセンティブが働いている面もありますけれども、本来の考え方はやっぱり分権化を進めていく、地方自治を確立するなら基礎的団体であります市町村を優先すべきだと。市町村にもっと仕事をやつてもらうためには、責任を果たしてもらうためにはその権能を拡大しないといけないと。そのためには、規模が余りにも小さければ不十分だらうと。そういうことが背景にあつてゐるわけであつて、合併推進は、私は流れとしては当然そあるべきだらうと。

ただ、市町村合併についても、これは強制的にやるべき性格のものでもありませんから、いろんな事情でどうしてもできないところについては、やっぱり一部事務組合とか広域連合とか、今でも事務の共同処理の仕組みが設けられておるわけですから、そういうのも併せながら市町村の事務処理能力、権能というものを拡充していくというのが望ましい方向ではないかなというふうに思つております。

そういうような状況がこれからどんどん進んでいきますと、市町村と国との間に位置しております都道府県の役割と位置付けというものがおのず

と見直す必要が出てくるんじやないか。中間団体と言われる都道府県の仕事、役割というものはどんどんどんどん小さくなつてくる、そのときには今までの都道府県制度で、そのままいいんだろうかと、これが道州制の一つの背景だらうと思います。

私は、大きな流れとしては、日本においても道州制というものを都道府県制に代えて、新たにそういうものを置くんではなくて、都道府県制に代えて道州制というものを導入するということが望ましいんではないかというふうに思います。

道州制の必要性はその都道府県の位置付けの変化が一つであります、それに加えて、やっぱり今、市町村の思いは、何で我々のような弱いところばかりにしわ寄せが来るのかと、そういう思いをされている関係者が非常に多いわけであります。ですが、道州制を導入することによって、都道府県のみならず国の行政改革も一気に進むんじゃないから。都道府県が廃止され、事实上統合されるわけでありますので、組織、体制が大幅に簡素化される部分が出てまいりますし、国としても、從来国が直接やっておった仕事を更に道州に移管して執行してもらうということになつてくるわけでありますので、国としてのスリム化も図られるところです。

そういう意味で、行政改革を更に国を挙げて進めめる意味でも道州制の導入というのは効果があるんじゃないかというのが一点。

それからもう一つ、今、現象的には東京一極集中の現象がとどまらないわけでありますけれども、これを政策的にどういうふうに有効な手段があつてこれを食い止めれるのかと。なかなかこれまでの手はありませんけれども、まず私はその一極集中化を是正する方法としても道州制といふものが有効に働くではないかというふうに考えております。

効ではないかというふうに考えております。それからもう一点、地方分権も進めていくとすれば、知事や市町村長の首長に権限が大幅に強化されてまいります。そうなりますと、今も多選云々という議論がございますが、これは憲法の職業選択の自由との関係があつて法律や条例で規制できるのかという議論がございますので、憲法上、法令によつて多選を禁止できる根拠規定を置くといふことが有効ではないかというふうに思います。それからもう一点、現在のこの憲法九十五条には、一の地方団体にだけ適用される特別法については住民の投票を必要とする条項がございますが、これは現在ほとんどといいますか、ほとんど、戦後直後はありましたけれども、その後全く案件がございません。事実上死文化しておりますので、これはもう廃止してはどうかというふうに思ひます。

それから、併せて地方自治体の住民投票でございますが、これは我が国が代表民主制を取つてゐる中で、直接民主主義の一つの手法であります住民投票にどこまでゆだねていくのかというのがこの代議制との関係において慎重に議論しないといけない。代議制が有効に機能しない部分を補完するというのが基本ではないか。それからまた、住民投票を導入するに当たりましては、対象の案件をどの範囲に設定するのか、あるいは具体的なその執行に当たつては項目の設定をどうするのか、あるいは住民に対する情報の提供をどうするのか、あるいはその拘束力をどうするのか、いろいろ検討する部分があります。代議制を、代表民主制を補完するものとして有効に機能する面もありますが、また弊害もあるわけでありまして、私自身はこの住民投票については慎重になお議論する余地が多いのではないかと、こういうふうに考えております。

以上でございます。

○会長(関谷勝嗣君) ありがとうございます。

○松井孝治君 民主党の松井孝治でございます。

○松井孝治君 松井孝治君。

地方自治について発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

地方自治の問題は、私は今日の憲法論において最も重要な論点であろうと思います。今、同僚議員からも御発言がありました。我々も基本的には基礎自治体を中心置いて、地方分権あるいは地域主権という言葉の方がより適切かもしれません。それを推進していくべきだ、そして、我が党もマニフェストに規定させていただいておりますが、自由民主党においてもマニフェストにおいて言及ございましたが、道州制というものを検討することによって大幅な地方分権あるいは地域主権の国づくりというものを実現していくべきだという立場に立っております。

現行の地方自治に関する憲法の規定、九十二条から九十五条までの規定があるわけあります。これは、率直に申し上げまして、憲法制定当初においては国際的な基準から見ても非常に先進的な規定であったというのが通例の評価になつてゐると思うわけであります。

現行の憲法規定であつても、例えば道州制が、それが実施し得ないかといえば、法文上、道州制も実施し得るわけであります。しかしやはり私は、憲法の法律としての基本的な性格があつてゐるわけですが、意味合いとしては、憲法の法律としての基本的な意味合いがある。その憲法の規定が、まあ英語で言えばコンステイチューション、これは憲法と訳されているわけであります。しかしやはり私は、憲法の法律としての基本的な性格が、まあ英語で言及しまして、憲法制定当初に規定されることによって大幅な地方分権あるいは地域主権の国づくりというものを実現していくべきだという立場に立つております。

現行の憲法規定、九十二条から九十五条までの規定があるわけあります。これは、率直に申し上げまして、憲法制定当初においては国際的な基準から見ても非常に先進的な規定であったというのが通例の評価になつてゐると思うわけであります。

現行の憲法規定、九十二条から九十五条までの規定があるわけあります。これは、率直に申し上げまして、憲法制定当初においては国際的な基準から見ても非常に先進的な規定であったというのが通例の評価になつてゐると思うわけであります。

現行の憲法規定、九十二条から九十五条までの規定があるわけあります。これは、率直に申し上げまして、憲法制定当初においては国際的な基準から見ても非常に先進的な規定であったというのが通例の評価になつてゐると思うわけであります。

現行の憲法規定、九十二条から九十五条までの規定があるわけあります。これは、率直に申し上げまして、憲法制定当初においては国際的な基準から見ても非常に先進的な規定であったというのが通例の評価になつてゐると思うわけであります。

現行の憲法規定、九十二条から九十五条までの規定があるわけあります。これは、率直に申し上げまして、憲法制定当初においては国際的な基準から見ても非常に先進的な規定であったのが

現在の国と地方の役割が憲法の当初の規定のように先駆的なものであつたかというと、むしろその実態は全く反対であると言わざるを得ないと思うわけであります。

地方公共団体というのは、現行憲法の規定上、法律などによるものほか、国が行つていない事務は何でもできるというふうにも読めるわけです。が、現実には国がほぼすべての政策分野を行つてゐる。その中で、先ほど同僚議員からもお話をありました、圧倒的な権限と財源を国が持つてゐる中で、地方に大きな権限はなかつた。地方自治という精神は憲法に規定されていて、それが実際にには発現されていなかつたと言わざるを得ないと思います。

そういう状況の中で、国際的にもあるいは国内的にも地方分権、地域主権というものに対する要請が高まつてゐると思います。国際的にいえば、一九八〇年代以降、ヨーロッパの多くの国々で分権改革の動きは加速しております。フランスやベルギーで地方分権法が成立しておりますし、イギリスにおいてもスコットランドやウェールズなどの自治権が拡大されています。スイスやアメリカで導入された住民投票制度がヨーロッパ各国にも波及していっております。

こうした潮流在日本憲法の中の地方自治規定は十分に追いついているかというと、必ずしもそうではないと思います。日本が置かれた文書は、その役割があるのか、あるいは地方の役割がない。それをやはり、中央政府と地方政府の相互に自立した、あるいは補完的な役割というものの仕事の役割を国家基本法である憲法で明確に規定すべきであるというのが基本的な考え方であります。

その場合の規定の仕方として、国がナショナルミニマムとして最低限の役割を規定し、それ以外を地方の役割とするのか、あるいは地方の役割をボジティブに規定して、それを補完するものとして國の役割があるのかについては両論があると思いますが、いずれにしても、明確な規定が必要であると思っております。私自身は、方向性としては、大きな方向性として、道州制に向けて國と地方の役割規定を明確に明文上位置付けるべきだと考えております。

道州について言うと、これはいろいろまだイメージについて精査が必要であろうと思いますが、一般的に言えば、全国を十から十二の道州に再編するというような議論が主流であろうと思ひますけれども、この道州、これはあくまでも広域自治体でありまして、その下に基礎自治体があつて、二層制とすべきであるというふうに考えてお

ると思います。

そういう状況の中で、近代国民国家システムの中で中央管理型で物事を解決しようという国家モデルはもう崩壊して、地域や住民を起点とした内発的な改革をベースにした政治的政策決定が行われるべき時代が来ているわけであります。またそれが、現実には國がほぼすべての政策分野を行つてゐる。その中で、先ほど同僚議員からもお話をありました、圧倒的な権限と財源を国が持つてゐる中で、地方に大きな権限はなかつた。地方自治という精神は憲法に規定されていて、それが実際にには発現されていなかつたと言わざるを得ないと思います。

その意味で、私は、憲法的観点から幾つかの課題を提示してみたいと思います。

一番重要な点は、国と地方の役割に関する原則というのが現行憲法上はほとんど規定がない。それをやはり、中央政府と地方政府の相互に自立した、あるいは補完的な役割というものの仕事の役割を国家基本法である憲法で明確に規定すべきであるというのが基本的な考え方であります。

その場合の規定の仕方として、国がナショナルミニマムとして最低限の役割を規定し、それ以外を地方の役割とするのか、あるいは地方の役割をボジティブに規定して、それを補完するものとして國の役割があるのかについては両論があると思いますが、いずれにしても、明確な規定が必要であると思っております。私自身は、方向性としては、大きな方向性として、道州制に向けて國と地方の役割規定を明確に明文上位置付けるべきだと考えております。

道州について言うと、これはいろいろまだイメージについて精査が必要であろうと思いますが、一般的に言えば、全国を十から十二の道州に再編するというような議論が主流であろうと思ひますけれども、この道州、これはあくまでも広域自治体でありまして、その下に基礎自治体があつて、二層制とすべきであるというふうに考えてお

ると思います。

その役割としてやはり限定的に列記するべきであるというのが私の個人的見解でございますが、道州の役割として、警察、検察、河川、道路、通信基盤、空港、港湾、農業、林野、上下水道、災害、医療、雇用、社会保障、教育、都市計画などについてどのように考えるのか、あるいは基礎自治体と道州との関係をどう考えるのか、これについていてどのようと考えるのか、これについていてどん

八

安全保障であるとか人権管理であるとか、金融管理であるとか治安維持であるとか、基礎的な社会保障システムであるとか地球環境問題に対する対応、こうした問題がやはりおろそかになつていて。ここについて、やはり限定的に、しかしながら国の中核政府としての重点をどのような分野に置くべきかということをきちつと整理をし直さなければいけないと思つております。

の意見を申し上げさせていただきたいと思いま
す。
○取扱いあえずは以上でござります。
○会長(関谷勝嗣君) ありがとうございました。
続きまして、山口那津男君。
○山口那津男君 公明党の山口那津男でございま
す。

これは戦前からの名残というものもありましたでしょうか、また戦後の廃墟から立ち上がる強いパワーの必要性ということもあつたと思いますが、そこではかなり中央集権的な、画一的な思考で地方自治というものが運営されてきたように思うわけであります。

しかし、この高度成長たけなわ、そして後期になりますと、様々なひずみというもののが各地に出てまいります。これらのひずみをめぐって地方住民の声というものが強く押し出されるという時代を迎えるわけでありますし、そこで首長や議員の方を

選び方についても様々な変化が現ってきたわけで

現行三位一体をめぐる構成の諸問題がなされていのもそういう変化を表しているわけであります。

もう一つの重要な問題点として、地方の課税自
主権あるいは財政自治権の議論も行う必要がござ
います。

ますけれども、ドイツの例を参考にするならば、参議院が地方の自治体を代表するような構成を取りまして、そこで地域間、例えば道州間の財政調

つまり、国の課税対象、地方の課税対象は何かということについて、もう一度憲法論も含めて議論をすべきではないか。現行では租税公課について

整を行う。その機能を国会、例えば参議院に担わせてはいかがかというような考え方があるうと思

て国が基本的に決定しておりますが、地方自治体が自らの事務事業を適切に執行できるよう、課税自主権、財政自治権を憲法上保障し、必要な財源を自らの責任と判断で調達できるようにすべきではないだろうか。課税自主権は、各自治体が自由にふさわしいと考える税目、税率の決定権を含むべきではないかと考えております。

後ほどの財政のセッションでも申し上げたいと

いざれにしても、この財政調整の在り方も含めで何がナショナルミニマムで国が行うべきなのか、どのような項目は課税自主権も含めて地方にゆだねるのか。そして、地方にゆだねた結果として生ずるような地方間の財政格差について、どのような仕組みでだれが調整をするのかというようなことは、これはやはり憲法において基軸を定めるべき事項であろうと思ひます。

財政については補足的に、また二院制の在り方とも若干触れますけれども、次のセツションで私

の基本法を作るべきであると、こういう主張もなされたわけであります。

しかし、私は、この時代の変化に対応するためには余り詳細な規定は置かない方がいいという考え方を持っております。といいますのも、この憲法制定、実施以来、今日までの歴史を振り返りましてたときに、時代が大きく変遷していると思うからであります。

例えば、戦後の復興期、そして高度成長の初期ぐらいまでの間は、やはり中央集権的な思考、こ

様々な問題点を挙げる主張があつたわけでありますが、しかし、その個々の問題点を拾つてみますと、それはもう既に現代では通用しない、そういう指摘も多々あるわけでありまして、固定的であつてはならないということを正に立証しているものだと私は考えます。

そこで、次に三位一体をめぐつて今様々な議論がなされているわけでありますけれども、この議論の中で忘れられている点というのをちょっとと指摘をしたいと思います。

原則的に、権限を地方に移譲し、そして財源を移譲し、また無駄な仕事を削る、国の強い関与を減らしていくという方向性は私は正しいものを含んでいると思っております。しかし、現実には、その住民、言い方を換えれば、一人の国民にとって、その受ける利益、サービスというものは地域によって大きな格差があるというのは現実であります。

例えば、ここ首都東京と地方都市の住民の受けたサービスというものを比べてみれば、例えば

東京では、都市のインフラの面にしても、あるいは様々なソフト的なサービスにしても、かなり充実したもののがあります。同じ財源を得たとしても、先進的な住民サービスに回せるというのがこの首都の姿でありますけれども、地方ではなかなかそれが追い付かない。むしろ基礎的インフラの整備に多大な資源を割かなければならぬという現実があるわけです。同じようなことは、各都道府県の県庁所在地とその都道府県内の地方都市との間にも確実に見られることであります。

したがいまして、これらを調整する仕組みといいますか、格差をなくす仕組みというのには必ず

いよいよ基本的な人権の保障という観点からとらえれば、憲法は正に基本的人権を保障している。これは自由な活動を侵害しないということとともに、あるべき権利を実現するという二つの大きな役割があるわけであります。この基本的人権の保障という観点から見た場合に、国又は地方それぞれは相互補完的な役割と、また責任を有するものだろうと思います。それぞれの権限の優位性、あるいは対立的な権益を殊更強調するものであつてはならないと思ふわけであります。

今回の三位一体をめぐる議論の中で、補助金をカットして税源を移譲するという道筋でありますけれども、結局、財源の保障がない以上、仕事を削れということにならざるを得ず、その優先順位の決め方だけを権限移譲と称して地方自治体に任

せると言つてゐるにすぎないわけであります。

しかし、そこに欠けてゐるのは、国と地方を通じて住民ないし国民にどれだけの権利、利益を保障すべきか、最低限の保障とは何か。先ほど来ナショナルミニマムという言葉でも表現されておりますが、その追求というものがなされていない、またそれを確定する仕組みがないということが大きな問題だと思うからであります。

こういう点から見ますと、地方公共団体の組織

の在り方というのも、現在の都道府県、市町村という二層制というものは憲法上確定すべき組織論ではないと私は思います。

その相互補完的な人権保障の役割という面から見た場合には、基礎的自治体の一重の制度というのももあり得るわけでありますし、またもっと広域的に、道州制も含めて地方自治体間の調整の仕組みというのを作るということもあり得るだろうと思ひます。

また同時に、ナショナルミニマムとは何かとい

う点につきましても、これもまた時代によって変遷し得るもの、例えば基礎的インフラが全国的に概成していくとすれば、その後のナショナルミニマムの課題といふものは変わってくるはずであります。

永住権を持つた外国人の地方参政権の問題であります。この点について、私は肯定的に考えるべきだと思います。もちろん、外国人といえども国民と同様に可能な限り人権保障を及ぼすべきであるというのは通説でありますけれども、しかし、永住権を持つた外国人といふのは単なる一般の外国人とは異なるわけであります。そして、日本におきましては、歴史的ないきさつもあり、また相当数の人数もあり、そしてそれを国が永住権を保障しているということは、この国に生活の根拠、財産的基礎を持つて生涯暮らしていいということを認めているわけであります。そして、日本国民と同様に納税の義務を果たしているわけであります。

古来、代表なれば課税なしというのは、この民主主義を発展させ、また人権保障を追求してきました。斯ういうところから、この課税において差別のないまま単なる住民サービスの対価とだけとらえているというのは、私は誤った考え方だと思います。最高裁で既に有名な判決が出ているわけであります。これは、

地方参政権については、これを憲法は否定していませんけれども、これについては私は、憲法で定められた首長あるいは議会の議員、その他の吏員の直接選挙制度、そして間接的な民主主義の在り方という基本を曲げるものであつてはならない、そういう使われ方をされてはならないと思いま

す。

仮に重大な問題に対しても住民の意思を問うべき

課題が生じたとしても、それは常に住民投票によらなければならぬというものではないと思いま

す。首長選挙をやる、あるいは議会選挙をやるということも一つの民意を問う、焦点を絞ればそれも一つの民意を問う手段であります。また、民意を広く問うて分析するというのは、何も投票や選挙による必要もないわけで、今発達した通信手段、意思伝達手段を利用すれば、様々なその民意のくみ上げ方あるいは反映の仕方というものはあり得るわけであります。この憲法の定める直接選挙制を加味した間接民主制度、これを原則として、その妙味ある住民投票の仕組みをそのまま補完的な役割として取り入れるということを考えべきだと思います。

それから、住民参加のもう一つのテーマとして、永住権を持つた外国人の地方参政権の問題であります。この点について、私は肯定的に考えるべきだと思います。もちろん、外国人といえども国民と同様に可能な限り人権保障を及ぼすべきであるというのは通説でありますけれども、永住権を持つた外国人といふのは単なる一般の外国人とは異なるわけであります。そして、日本におきましては、歴史的ないきさつもあり、また相当数の人数もあり、そしてそれを国が永住権を保障しているということは、この国に生活の根拠、財産的基礎を持つて生涯暮らしていいということを認めているわけであります。そして、日本国民と同様に納税の義務を果たしているわけであります。

ちなみに韓国では、この地方参政権が議論されながら、国会で法律として成立しなかつたといういきさつがありました。しかし、これをもって日本で否定すべき論拠にはならないと私は思いました。韓国におきましては、永住権を持つた外国人の数というものは日本と比較にならないほど少ないわけであります。また、そういう永住権を持つた外国人が国内に居住する、永住権を持つて至った歴史的な経緯というのも全く異なるわけであります。又は分断国家の中の現実ということもあるかもしれません。いろいろと日本とは異なった事情がある中での一つの考え方であります。

また、韓国では地方自治の歴史が、特に選挙を通じて地方議会の議員あるいは首長を選ぶと、こういう歴史がつい最近またばかりであります。又は分断国家の中の現実ということもあるかもしれません。いろいろと日本とは異なった事

体と国がどういう役割を分担をすべきかということを常に検証し、協議をし、確定していくという仕組みを作らなければならないと思うわけであります。

次に、住民参加ということについて感想を述べたいと思います。

住民投票が近年多用されてきたいきさつがござります。そこで、住民投票が近年多用されてきたいきさつがござります。

まず第一に、住民投票が近年多用されてきたいきさつがござります。そこで、住民投票が近年多用されてきたいきさつがござります。

その二つ目は、この選挙制度が本当に住民投票を全否定する必要は全くないと思つております。以上で私の感想を終わります。

○会長(関谷勝嗣君) ありがとうございました。

続きまして、吉川春子君。

○吉川春子君 日本共産党的吉川春子です。

地方自治について発言をいたします。

戦前の憲法と現在の憲法との大きな違いの一つが、憲法第八章での地方自治の保障です。これは、今の憲法の大重要な特徴を成しています。歴史上、日本で初めて認められた権利であり、制度です。

学会でも多数が、地方自治の本旨は国から独立した地方公共団体が存在し、原則として国の監督を排除して、自主的、自立的に、直接間接を問わず住民の意思によって地方の実情に即して仕事を行うということが認識とされています。戦前は、知事は官選、市長も市議会の推薦する候補者の中から内務大臣が天皇の裁可を得て決められることになつていました。町村長も町村会の選挙で知事が認可するという仕組みでした。

戦前の不幸な歴史の反省から、地方自治の確立が戦後の日本の民主化にとって不可欠の要素であるとしてこの八章が加わったと思います。その内容は、地方自治体の自治権の強化、地方自治を導入することによって地方自治を確立するということが核心です。

九十二条、地方自治の本旨に関連して述べます。

憲法は、第八章を地方自治に当て、地方自治の本旨をうたい、自治体首長と地方議会の住民による直接選挙、また地方公共団体による財産管理、事務処理、行政執行の権限を認め、法律の範囲内で条例を制定することができます。

この憲法に基づいて地方自治法が制定されています。地方自治の本旨とは、自治体に自治権を保障する団体と住民に地方自治参加の権利を保障する住民自治と二つの原理から成っており、これは車の両輪を成すものです。

自治体は、その地方自治体については国から法的に独立した政治、行政の主体として憲法でその自主的存在が保障されています。地方自治体の存続理由は、地域住民の福祉を増進させることにあ

ります。現憲法の地方自治を強化していく上で何が大事かという議論を深めていくべきであると思っています。

小泉内閣の三位一体改革は、地方に一定の税源を移す代わりに地方交付税と国庫補助負担金を大幅に廃止、縮減し、結果として国から地方への財政支出を削減しようというものです。財務省が七

兆円の交付税の削減を主張する一方、今廃止、縮減の重点的対象に挙げられている国庫補助負担金の多くは、福祉、教育に関して国が義務として地方に支出すべきものばかりです。交付税を削減し、国庫補助負担金の廃止、縮減では、国民の権利として保障すべき福祉や教育の水準を保てなくなってしまいます。福祉、教育など一定水準のナショナルミニマムをどの自治体も提供できるようになってしまいます。に、国が地方交付税などの財源を確保する義務があると思います。

地方交付税の縮小は地方農村部の自治体の財政に重大な困難を持ち込むものです。財源保障機能と財源を調整する二つの機能を持つているのが地方交付税です。また、国庫補助負担金も約七割は

福祉、教育へ、国の義務的支出で、地方の財源保障のもう一つの柱です。政府が財政危機を口実に暮らしや福祉の自治体による上乗せ措置を押さえ付け、市町村合併の押し付けや地方財源の切捨てを進めているということは、地方自治の破壊につながるものと言わざるを得ません。

これに対し、今全国で、暮らし、福祉を守るという自治体本来の姿を取り戻そうという新しい流れがあります。脱ダム宣言を行い、福祉、教育や地域振興に力を注いでいる長野県始め、各地で住民の立場に立つ自治体が広がっています。

介護保険についても、制度が導入されるときから、保険料、利用料の減免を要求し、その結果保険料減免は四百三十一の自治体で、利用料減免は全国の自治体の四分の一、八百二十五の自治体で実施されています。

また、乳幼児医療費無料化を一九七一年に我が國が最初で国会に取り上げましたけれども、今こ

の運動が広がり、今日では全国すべての自治体が何らかの助成措置を設けるまでになっています。少人数学級問題でも、父母や教職員の皆さんが出た結果、今では二十一の道県、一政策指定期間で、小中学校の低学年を中心に三十人、三十五人以下の少人数学級が実施され、更に広がろうとしています。

政府は、半ば強引に市町村合併を推し進めています。そのため、合併特例債や地方交付税措置を行っています。現在、三千十六まで減らされた市町村を更に千まで減らそうとしています。政府は、年度末までに二千七百を下回る見込みと、昨日、総務大臣がおっしゃっていました。これに対して、国による合併押し付けは自主的な地方、地域の発展と暮らしの向上の努力を妨げ、地方自治を侵すのです。このねらいは、国から地方への財政支出を削ることにあり、地方の切捨てです。

全国町村会は、提言を行い、地域の多様性を認め、自立と尊厳の精神を否定するような市町村再編は我が国の将来に大きな禍根を残すと警告を発しています。

また、合併の強制に反対して、小さくても輝く自治体フォーラムが開催されました。これは、顔が見える小規模自治体の個性あふれる住民自治を発展させるように開かれたものです。実践的な住民自治を掲げて、補助事業に頼らない田直し事業や在宅介護を中心とした賜きヘルパーなどで注目されています長野県栄村の高橋村長は、行政サービスは国が確実に決めるものではなく、町村が創造するものだと語っています。基礎的の自治体の適正規模を、人口と行政コストの関係という机上の計算だけで割り出せるものではないと考えます。人口規模だけでなく、面積や地形、気候、風土、住民の生活様式など、総合的に判断されるべきではないでしょうか。

さいたま市は、旧浦和市、旧大宮市、旧与野市の三市が合併して政令市になりました。合併によって負担は高い方に、サービスは低い方に合わせ、高齢者や低所得者が多く加入している国民健保

健康保険税は旧三市のときよりも大幅に値上げされ、年収三百万円の世帯で十万円の負担増、二百円の世帯で八万五千円の負担増に跳ね上がっています。合併を推進する最大の理由も、住民のことは念頭になく、自治体の数を減らした方が国から地方への財政支出を減らせるということであるとすれば大問題です。

総務省の試算では、市町村を千自治体程度に減らせば四兆から五兆円地方財源を減らせるというものです。町村合併を進めるねらいには、その先には道州制があります。道州制をめぐつては、今、都道府県を事実上なくして全国を七から十程度の道州に分けるなど、様々な案が出されています。経団連は、市町村を千程度に編成することと一緒に、道州制を含め具体的な検討に着手し、市町村合併特例法の期限までに方向性を取りまとめるべきであると強調しています。道州制になれば確かに財界が巨大プロジェクトなど大型開発を進めるには都合は良いのでしょうが、住民の自治はほとんど実態を失うおそれがあると思います。

住民自治、自治体自治という地方自治の本旨の内容を一層豊かにすることは、二十一世紀に大きな課題です。それは、ヨーロッパ地方自治憲章など、世界の流れにも沿つたものだと思います。十九世紀のフランスのトックビルや、二十世紀イギリスではブライスといった識者たちが、地方自治は民主主義の源であり、その基本を養う小学校だと述べています。私も、地方自治は民主主義の学校だと思っております。そういう憲法に保障された地方自治の本旨の実態についてむしろ議論をもつと深めていく必要があると考えています。

九十三条は、地方自治体の長や議会の議員を直接選挙すべきことについています。住民の代表である議員が自治体の行政をコントロールします。その点からいえば、町村合併によって地方議会の定数が大幅に削減されることは、住民の意思が議会に反映しにくくなり、行政コントロールの機能が低下することにつながります。

また、住民の意見の議会への反映については次

のような課題があります。

現在、六十万人を超える永住外国人の地方参政権の実現を急がなくてはなりません。最高裁も、永住外国人に地方参政権を保障することは憲法上禁止されているものではないと判決を下しています。一九五五年二月です。また、多くの国々でも実施済みか実施に向けた積極的な検討が行われています。

永住外国人の地方参政権といった場合に、選挙権とともに被選挙権をも含むと私たちは考えます。

また、これは中央の選挙も含めてですけれども、十八歳選挙権の実現は、青年の権利と自立、日本社会の現実からいつても急がれます。私たちは、創立したときから一貫して十八歳選挙権、党創立時から十八歳選挙権を要求してきました。今や百五十か国以上に及び、サミット諸国で十八歳選挙権を実施していないのは日本だけです。

国政においては代議制を基本としていますが、地方政治においては代議制と直接民主主義が大きな柱として位置付けています。地方自治には、住民の直接参加を直接請求の仕組みとして定めています。これを実質的に保障することが必要です。

今、地方で住民投票を行う場合に一番何が問題かといいますと、その条例を議会が作ってくれない、それが一番の問題になっています。住民投票のハードル自身を低くしないといけないと思いますが。ハードルの低さと議会の審議を充実させる、最低その二つの条件は必要であります。

一九八〇年代以降、ヨーロッパ自治憲章、国際地方自治体連合、世界地方自治宣言が出されています。これらは地方自治、住民自治だけでなく、事務分配に関する市町村優先の原則、権利に関する自主財源の確保、自主課税権の保障などを内容としたものです。ここに自治に関する世界の趨勢が示されています。

最後に、憲法の地方自治に関する規定を変える必要があります。これを充実、発展させるための努力が求められています。

て、私の意見とします。

ありがとうございました。

○会長(関谷勝嗣君) 続きまして、田英夫君。

○田英夫君 第八章の地方自治は、言うまでもなく、明治憲法の中央集権、これを廢して、民主主義を基本として地方政治、住民の自治を行うといふことを九十二条から九十五条にかけて規定して

いるわけですが、これは、更に細かなことを規定すべきだという御意見もあるようですけれども、私どもは地方自治の基本をこのように決めたのであるこの条項はそのまま維持するべきだと思つております。

この基本的な精神は、住民、あるいは市民と言つてもいいと思いますが、その地域の住民の皆さんの意思によってその地域のことが決められていくという極めて原則的なこと、これを大切にしておられます。

いこうと、言わば民主主義の原理を地方政治の中で確立していくことを決めていたわけですが、実際にには、依然として中央集権時代の精神、

習わし、あるいはやり方が中央の省庁、行政府によつて続けられているという事実があります。

今回の小泉内閣のいわゆる三位一体と言われるこの改革、改革と言えるかどうかも問題だと思います。

今、中央の行政府が決めて、そして地方がこれを受けて、一体国会で議論をしただろうかということがますます疑問であります。

今、いろんな議論が省庁間の間でも、あるいは地方との間でも出ていて、收拾が付かないと言つてもいい状態になってしまつて、これは、一に掛かつて、地方自治というこの精神を一本、こう筋を通して、みんなが一致してきまえていっているという状態になりかただろうと思います。

それぞれの問題については、私ども国会もつともっと議論をして、いい結論を出していかない内容のものもあります。中央が統括していた方がいいというのもあるかもしません。しかし、本当に古くから、日本の農村は、みんなで村の人協力をしてお米を作ると、そういうやり方が何百年も続く中で、おのずから地方の自治というものが進められていて、それを今本当に中央集権ではなくて、それぞれの地域でうまく進むようにしてきておりと。それを合併をしてしまう結果、その地域の住民の皆さんのが古くからの在り方

なつてゐるようではあります、それは本末転倒ではないかと思います。

例えば、義務教育費の国庫負担という問題、これも今回の三位一体の中で大きな議論のテーマに中央と地方の間でなつてゐるわけですし、一般的国民の皆さんの中にもこれについてはいろいろな御意見があると思います。

しかし、この国会でそのことをきちんと国を代表、国民を代表して議論をしただらうか。これは全く不十分ですね。いわゆる義務教育費の国庫負担というのは、ある意味でいうと教育の基本として大切にされてきたわけです。この部分を、財政が理由とはいひながら、地方に全面的に渡してしまつていいのか。地方は当然のことながら、その自治体の考えによってそれ変わつたやり方をするでしょう。この辺に、いわゆる地方自治と中央の政治のやり方というものの調整の一一番問題があつたのですが、実際には、依然として中央集権時代の精神、

それが今全く無視されて進められている辺りに、いわゆる地方自治というものに対する考え方があつたんだろうと思います。その議論の場は国会でなきりやならないと。それが今全く無視されて進められている辺りに、いわゆる地方自治というものに対する考え方があつたんだろうと思います。

もう一つ、平成の大合併と言われている合併の問題もまた地方自治ということの本当の精神をわかかれて、それを受けて、一体国会で議論をしただろうかということがますます疑問であります。

今、いろんな議論が省庁間の間でも、あるいは呼び掛けた大合併が進められていて、その結果、古くから日本の地方で行われてきた本当の住民の間の協力と、あるいは事実上の住民の自治ということが無視されてしまつて、それがあつたのです。

本当に古くから、日本の農村は、みんなで村の人が協力をしてお米を作ると、そういうやり方が何百年も続く中で、おのずから地方の自治というものが進められていて、それを今本当に中央集権ではなくて、それぞれの地域でうまく進むようにしてきておりと。それを合併をしてしまう結果、その地域の住民の皆さんのが古くからの在り方

日本人にとって古くから懐かしい村や町の名前も消えつつあります。これは小さなことのようでは、実は意外に大きな問題だと私は思います。もつとそうした、あの村がとかあの町がという、そういうことを大切にする精神を文字どおりそれこそ大

切にいていかないといけないのではないか。大合併ということに対しても、もっとお互いに国会で議論をすべきだと思っています。

そして、住民投票についても、これも確かに地域住民の自治の極限は住民の直接投票による決定ですか、それぞれ自治体の議会というものを選挙して、それによって自治を行つておられるということが当にすべてをそつういうやり方で決めていいのか。

今第八章の憲法ではいわゆる代表民主主義、直接の民主主義ではなくて代表の民主主義といいまだということになるでしょう。しかし、一方で本邦とということになるでしょう。

そこで、住民投票についても、これも確かに地域住民の自治の極限は住民の直接投票による決定ですか、それぞれ自治体の議会というものを選挙して、それによって自治を行つておられるということが当にすべてをそつういうやり方で決めていいのか。

今第八章の憲法ではいわゆる代表民主主義、直接の民主主義ではなくて代表の民主主義といいまだということになるでしょう。しかし、一方で本邦とということになるでしょう。

そこで、住民投票についても、これも確かに地域住民の自治の極限は住民の直接投票による決定ですか、それぞれ自治体の議会というものを選挙して、それによって自治を行つておられるということが当にすべてをそつういうやり方で決めていいのか。

今第八章の憲法ではいわゆる代表民主主義、直接の民主主義ではなくて代表の民主主義といいまだということになるでしょう。しかし、一方で本邦とということになるでしょう。

そこで、住民投票についても、これも確かに地域住民の自治の極限は住民の直接投票による決定ですか、それぞれ自治体の議会というものを選挙して、それによって自治を行つておられるということが当にすべてをそつういうやり方で決めていいのか。

今第八章の憲法ではいわゆる代表民主主義、直接の民主主義ではなくて代表の民主主義といいまだということになるでしょう。しかし、一方で本邦と

とということになるでしょう。

そこで、住民投票についても、これも確かに地域住民の自治の極限は住民の直接投票による決定ですか、それぞれ自治体の議会というものを選挙して、それによって自治を行つておられるということが当にすべてをそつういうやり方で決めていいのか。

今第八章の憲法ではいわゆる代表民主主義、直接の民主主義ではなくて代表の民主主義といいまだということになるでしょう。しかし、一方で本邦と

とということになるでしょう。

そこで、住民投票についても、これも確かに地域住民の自治の極限は住民の直接投票による決定ですか、それぞれ自治体の議会というものを選挙して、それによって自治を行つておられるということが当にすべてをそつういうやり方で決めていいのか。

今第八章の憲法ではいわゆる代表民主主義、直接の民主主義ではなくて代表の民主主義といいまだ

とということになるでしょう。

というものが充実強化をされること、そして地方分権が推進されること、これが正に住民の福祉の向上につながっていくんだということを確信をしておる者の一人でございます。国においても、地方分権推進法であるとか、あるいはまた地方分権一括法等々で地方分権の流れというものが明確になつてまいりました。

こういった観点から考えますと、やはり我々は、憲法の中で、第九十二条、「地方自治の本旨」という言葉がございますけれども、より明確な規定というものをしないかなければならない、このようを考えております。

特に、地方分権の立場から考えましたときに二つ考えていかなければならないと思いますけれども、その一つは、何といっても地方自治の位置付けをどうしていくかということであろうかというふうに思つております。地方自治、自主性とかあるいは自立性というものを高めていく、そのためには国と地方の関係というものが命令服従から対等協力などと、このことの原理というものをしめ定していくことが必要であるとかとあります。もう一点、地方分権の考え方とという観点でございますけれども、国と地方の役割分担といふもの的具体的にどうしていくのかという議論が必要でありましょうし、その具体的な分担基準もたつたの六千六百億ということございまして、それはまた地方の怒りというものが国にぶつけられる、こういうふうな状況になつたことはもう皆さん御案内のとおりであります。

そのことに関連して、本年度は三兆円の税源移譲をしよう、それに見合った補助金をカットするよようにということで地方六団体からの対応もあつたわけでございますけれども、私はこのことに関係をする、こういうふうなことがあります。ただ、行政財政の効率化であるとかあるいはまた有効性というものを高めるために、地方自治体のあるべき機能というものがどういうものなのか、何が最善なのか、こういったことを考えたときに、先ほど申し上げましたけれども、國と地方の役割

分担の議論というものをしかとした上で、合併、これを進めることが望ましいというふうに考えておるところでございます。

あと、市町村合併が進んでまいりますと、当然でございますから、この辺りをしかと我々も考えていいかなければならないというふうに思つても、道州制の導入ということについては当然このことを考えていくことが必要であるということだけ付言させていただきたいというふうに思つております。

あと、地方分権、地方財政の在り方ということについて若干申し述べたいというふうに思いますけれども、何といっても、地方が真に自立するためには、与えられた権限、責任を果たすために見合った自主財源の確保というものが大変重要でございまして、財源なくして自治なしという言葉にそれが表れておるんだろうというふうに思います。

そのような観点で、今、国におきましては三位一体の改革というものが進んでおるわけでございまして、財源なくして自治なしという言葉にありますけれども、例えば昨年、平成十六年度どういふ状況になつたかといいますと、補助金が一兆三百億円の減、あるいは地方交付税が二兆九千億の減、しかしながらそれに見合った税源移譲というものはたつたの六千六百億ということございまして、地方行政が極端に疲弊してしまって、あるいはまた地方の怒りというものが国にぶつけられる、こういうふうな状況になつたことはもう皆さん御案内のとおりであります。

そのことに關連して、本年度は三兆円の税源移譲をしよう、それに見合った補助金をカットするよようにということで地方六団体からの対応もあつたわけでございますけれども、私はこのことに関係をする、こういうふうなことがあります。

ただ、一つ心配な点がござりますけれども、税源移譲いたしますと、何といつても地方間の格差

というものがどんどん広がつてくるという危険性がございます。したがつて、それを埋めるのが地方交付税でありますけれども、この地方交付税の先行きというものが非常に不透明であるという点でござりますから、この辺りをしかと我々も考えていかなければならぬというふうに思つますし、義務教育の国庫負担金の問題につきましても、これいろいろ議論が行われておりますが、ナルミニマムということを留保しながら補助金をどうしていくかという議論もしていかなければなりません。

そういう意味で、地方財政の在り方としては、都道府県の役割、権限というものは低下するのを防ぐとともに、その辺りをしかと我々も考えていいかなければならぬというふうに思つます。あと、道州制の導入といふことについては当然このことを考えていくことが必要であるということだけ付言させていただきたいというふうに思つております。

あと、地方分権、地方財政の在り方ということについて若干申し述べたいというふうに思いますけれども、何といっても、地方が真に自立するためには、与えられた権限、責任を果たすために見合った自主財源の確保というものが大変重要でございまして、財源なくして自治なしという言葉にあります。それが表れておるんだろうというふうに思います。

そのような観点から、この二点を明確に地方財政として憲法の確立、この二点を明確に地方財政として憲法に明記をしていくべきだと、このことを申し添えたいと思います。

なお、最近、イタリアとかフランス辺りでもこのような観点から憲法改正が行われたといふうにも聞いておりますので、その方向での御議論をよろしくお願い申し上げたいというふうに思ひます。

○会長 関谷勝嗣君) ありがとうございました。

続きまして、高嶋良充君。

○高嶋良充君 民主党的高嶋良充でございます。私も、地方分権を推進をするという立場から若干発言を申し上げたいというふうに思います。私は、地方自治をこの憲法的な側面から論じる場合には、行政主体ということよりも統治主体の側面を重視する場合に必要があるんではないかな、こういうふうに思つておるところです。と、いうふうに思つておるところです。

具体的に申し上げれば、今までから、同僚議員からもかなり出でおりますけれども、一九九九年に成立をいたしました地方分権一括法によつて、國と自治体の関係が今まで上下、主従的な関係

であったけれども、一応、対等協力関係へと改革がされたと。ただ、財源的に制約がありますから、すべてにわたつて自治体が自主決定、あるいは住民の自己決定の範囲が広がつたということにはなりませんけれども、ある程度の地方自治の保障が拡大をしたことは論をまたないというふうに思つております。

こういうふうに、行政権の拡大については、現憲法下の先ほどからも言われております憲法九十二条の地方自治の本旨の解釈、あるいは地方自治等の下位法律の改正によつてある程度は可能なのではないかなというふうに思つています。

しかし、もう一步踏み込んで、あるいは進めてといいますか、先ほど山本委員の方から、対等協力の関係の役割分担を憲法上規定すべきだということがありますか、先ほど山本委員の方から、対等協力の関係の役割分担を憲法上規定すべきだというふうに思つておるんではないか。ただし、これは今の憲法上でもいけるんではないか。ただし、国と地方を対等独立の関係にもう一步進めて持つていくと、こういうことになつてくると、これは憲法改正ということを視野に入れなければならぬんではないかというふうに思つておる。

私が考える対等独立の関係というのは、国イコール連邦的な国家体制でありますし、自治体イコール州という考え方になつてくるというふうに思いますが、権限が憲法で明記をされて、両者の対等独立関係が憲法レベルで保障されている、そういうタイプを私の場合は指しているわけですから、自治体は、立法、行政にとどまらずに、場合によつては司法権まで有しているという、そういう関係まで一步進めるということになれば、当然、中央政府と地方政府という関係になつてくれわけですから、憲法の改正を視野に入れるべきだというふうに思つておる。とりわけ、現憲法下でも問題点を抱えていることは事実であります。先ほどから出でているように、第一には、条例制定権はあるけれども、じゃ、そのことによつて、立法・司法権を保障されているのかということではそうではないという部分もござりますし、地方自治の本旨ということが具体的

に明文化されていないということによって、一体地域社会にかかわることは何でも自己決定できるんだろうかと、あるいはできないことがあるのであればそれは何なのかと、そういう部分が明確になつていないと、いうこともございますし、先ほど申し上げました条例制定権も、保障はされているけれども法律の範囲内でしか許されていないという、こういう部分があるわけでございまして、これらの中身をどう強化をしていくかというのを見た憲法下でできるのか、それとも憲法改正が必要になつてくるのかというの、これはきつと議論をしていく必要があるんではないかなというふうに思つておりますし、地方政府の自立を目指す司法権の保障までもしていくことになれば、当然のこととして憲法規範上の現在の制約を取り除くための憲法改正は当然視野に入つてくるんじゃないかなというふうに思つています。

ただ、現在の我が国の中央集権的に发展をしてきた中央と自治体という関係からいって、先ほどから補完性の原理という話が出ておりますけれども、ヨーロッパで発達をしてきたこの補完性の原理由にして、地方自治体の住民民主主義や地方自治が今まで保障されてこなかつたという、そういう側面からいえば、住民の自治意識というのはかなり意識的にはまだまだ弱い、國への依存関係の方が強いと。

そういう状況の中に一挙に、私が言うような独立性を保障することまで踏み込めるのかどうかといふのは、これは議論のあるところだろうというふうに思つておりますし、そういう観点から申し上げますと、当面、行政権の拡大を図りつつ、住民民主主義の发展過程に合わせて、将来的には独立原則に基づいた憲法改正も視野に入れていくべきではないかと、そういうような考え方を持つて以上です。

○会長(関谷勝嗣君) ありがとうございます。白浜一良君。公明党の白浜一良でございます。

いろいろ議論されたと思いますが、私はこの地方自治に関しまして二点だけ意見を、私の意見を述べたいと思います。

一つは、これはもうよく言われていることです、が、憲法にはこの地方自治がたつた四条しか規定されていないわけでございまして、まして、その中に「地方自治の本旨」というふうに書かれておりますが、確かに団体自治と住民自治と、こういふふうには言われているわけですが、その中身が

具体的に明示されていない、これはよく言われることでございまして、そういう意味で、今後

の日本の国形成を作る意味でも、また自主的なこのいわゆる地方の自立ということを考える意味で、も、もう少し具体的に明示をすべきじゃないかと

いうのが私の意見でございまして、そのためには、この地方自治の原則として考えなければならないことは、一つは、国が地方自治体それから地域住民の意見を尊重するという、そういうことが内容的にはなければならないということが一つでございます。それから三つ目は、財政基盤を確保するため財政的

自立を明確にすると、こういうことがやっぱり内容的にきちっとしていかなければならないと私は思つわけでござります。

それからもう一点意見を述べたいことは、いわゆるこの地方自治の二層制の件でございます。

確かに都道府県ということと市町村という一層

制で地方が成り立つて、いるわけでございますが、思つわけでござります。それからもう一点意見を述べたいことは、いわゆるこの地方自治の二層制の件でございます。確かに都道府県ということと市町村という一層制で地方が成り立つて、いるわけでござります。それからもう一点意見を述べたいことは、いわゆるこの地方自治の二層制の件でございます。確かに都道府県というものが市町村になつた場合もござりますし、昭和の合併も含めて、そういう幾つか集まって市町村を、今日の市町村を形成したと、こういう経過もございますが、それぞれ、その地域の意図で形成されてきているわけでござります。

ですから、私は、今市町村合併がいろいろ行われておりますけれども、基本的に大事なことは、それを

それで、その地域の意図で形成されてきているわけでござります。

○会長(関谷勝嗣君) ありがとうございます。次に、井上哲士君。

○井上哲士君 先ほど来、地方自治の規定についての様々な御発言がありました。先駆的であるといふ評価、良くできているといふ評価もございました。一方で、規定があいまいであるとか、幾つかの課題を明確にするべきだという御意見もありましたけれども、先ほどの指摘もありましたように、その基本は行政権限の拡大に属することとか、いすれにしましても、こうした評価にかかわらず、現状の地方自治に対する問題点も共通して出されましたと思います。私は、そこには、三割自治とか一割自治とかいうことも言われる言葉にありますように、権限や財源も十分でなく、國の下請のよくなことをさせられているという現状があります。そうであるならば、憲法の規定を変えるので

はなく、この憲法に示された地方自治の本旨をどう充実をさせていくのか、このことが今求められていると思います。

政治の在り方とともに、地域から今地方自治の充実ということでお營々として営まれてきた努力にも非常に注目をするべきではないかと思います。

市民オンブズマン活動というのが非常に地方自治体でも活発になりました、税金の使い道の住民によるチェックということが広がってまいりました。また、自治体を搖るがすような大問題は自分たちで決めるんだという住民投票の動き、住民が主人公の地方自治体における住民参加の様々な仕組みなどなど、注目されるべき動きが今大きく広がっております。

こうした住民の側から地方自治を充実させてい

く努力、これに注目をし、更に援助もしていく、このことが必要ではないでしょうか。その一つとして、私は、地方自治における平和事務、平和行政、このことに着目をしたいと思います。

地方自治体による平和事務遂行の言わば憲法上の源泉は、前文に定めております住民の「平和のうちに生存する権利」、これに求められると思いまます。その下で、一つは、自主的な法令解釈権に基づく国に対する見解の表明というのが自治体によつて行われてまいりました。また、国の計画、立法手続への参加ということも行われてまいりました。

さらには、地方自治体による宣言、条例などの制定ということが私は大変重要なと思います。一九五四年のアメリカによるビキニの水爆実験をきっかけに、全国の地方自治体で、原水爆禁止の決議運動の進展を背景にしまして、八〇年代以降、いわゆる非核自治体の宣言の運動が急速に進行をいたしました。これは、我が國の自治体が新たなるこの非核平和に関する行政施策を編み出して、それを現代の自治体行政の一形態として位置付けてきたというふうに思います。

さらに、一歩進んで、いわゆるこの平和行政条例というものをを作る自治体も出てまいりました。例といふ場合に、一体国

東京都の中野区であるとか沖縄県の読谷村などでの条例が作られましたけれども、その基本原則を、「世界の平和を求める区民の意志を表明した憲法擁護・非核都市の宣言の精神に基づき、日本

憲法の基礎理念である恒久平和の実現に努めるとともに、区民が平和で安全な環境のもとに、人間としての基本的な権利と豊かな生活を追求できるよう、平和行政を推進する」と、中野区の条例でありますけれども、このようにうたわれてやられております。

さらに、こうした事務が、基本的には非権力的な事務にとどまつておりますけれども、権力的な

平和行政といいましょうか、これを可能にする在り方として、一九七五年に神戸市議会で全会一致で行われた核兵器の搭載艦艇の神戸入港拒否に関する決議、いわゆる神戸方式というものがござります。港湾管理者たる神戸市が内規を設けて、外

國艦船が神戸港に入港を希望するときには当該国在日公館から非核証明を提出することを求めるというものでありますけれども、これ以降、アメリカ軍艦は神戸港に一隻も入港していないという状況がございます。

こういう地方自治体の平和事務というのは、憲法の平和主義及び地方自治の原理に根拠を持つ総合的な、多様な事務として現憲法の下で新しい発展をしてきたわけで、こうした様々な地方自治体側、また住民側からの地方自治を充実とする努力、

このことに今大きな目をして発展をさせていくべきだと申し述べまして、意見を終わります。

○会長(関谷勝嗣君) 次に、田英夫君。

○田英夫君 今、日本で憲法のこの第八章の規定にもかかわらず、地方自治が守られているだらうかと。まだ全く不十分だと言わざるを得ないと思うんですが。

例えば、中央の省庁によってある地域に公共事業のものを造るというようなことがあって、それに対しても御意見のある方は挙手をお願いいたします。

会として、お互いに議論をして、議論をすべきだと思いますけれども、基本はどちらだらうと。それはやはり地域住民の皆さんのお意を尊重するということが基本だらうと思います。

例えば、私の体験したことで言えれば、長良川に河口堰を造ると。建設省、水資源公団が、当時発展途上にあった工業に対して工業用水を供給する必要があるからというのが一つの理由であります。同時に、自然災害から守ると。こういうことであつたにもかかわらず、建設計画の間に既にその地域では工業用水を必要としないという事実が起つてきました。

それから、いわゆる治水対策として有効であろうかということに対して地域の住民の皆さんが具体的に言われたのは、伊勢湾台風のときに、今まで行なった河口堰、計画されていた河口堰の一いつ上に国鉄の、当時の国鉄の鉄橋があつた。それで、伊勢湾台風のときには高潮と同時に押し寄せた海の水のために、左右両岸の堤防が決壊をして大災害をもたらしたと。それよりも更に大きな橋を架ければ、まあ河口堰を造れば、その場合にはもつと大きな被害になるだろうと。体験上、地域の皆さんは反対をされたんではけれども、政府は、中央省庁はそれを押しこけて今まで行なっていますね。あるいは、もつと今の現在の問題でいえば、沖縄の米軍基地の問題、これは当然、国の政治の中で現在のようになつてしまつたことは事実であります。しかし、そのため地域の住民の皆さんがあまり大きな苦惱をしておられる。こういう問題についても、やはり地方自治というこの基本の上に立つてもつと考へるべきではないか。今、沖縄の皆さん、知事の皆さん、知事を含めてですね、苦惱しておられる。こういうときに我々はどう考えるべきかということを、やはり地方自治というものの大きさをもつと考へるべきではないかなど。例を挙げれば切りがありませんけれども、そんな感じを持っております。

以上です。

○会長(関谷勝嗣君) ありがとうございました。

各会派を一巡いたしまして御発言をいただきながら、他に御意見のある方は挙手をお願いいたします。

民主党・新緑風会の鈴木寛でございます。

我々民主党は、憲法の在り方を考えるに当たりまして、ポストモダンの時代における憲法とは何

かという問題意識を持って議論をしております。ポストモダンの一つの様相をいたしまして、ハイパー・コミュニケーション社会の到来ということが挙げられようかと思いますが、その観点から、

今日の松井議員の意見に加える形で少しお話を申し上げたいと思います。

以下は私の私見でもございますので、党全体の見解ということではございませんので、それは事前にあらかじめお断りはしたいと思います。

今日、多くの委員の先生方から補完性の原理についての言及がございました。私も、この補完性の原理を最大限尊重するべきであるという見解については全く異存がないわけですが、そもそも、この補完性の原理とは何かということを改めてきちつと思い起こしたいわけであります。

例えば、補完性の原理を議論する際によく引用されます、一九三一年のローマ法王のビウス十一世の言葉が時々引用されます。そのお言葉によりますと、個人が自発的にかつ自分で処理できる事柄を共同体が個人から奪つてはならないのと同様に、より下位のグループが十分処理できる事柄をそこから取り上げ、より上位の共同体に与えてしまふことは不當であり、かつ社会の秩序を大きく混乱させてしまうというくだりがございます。

私は、ここで問題にしたいのは、このローカルという英語を日本では一義的に地方というふうな訳し方をいたしておりますが、このビウス十一世の言葉でもお分かりのように、共同体という言葉が使われているということを我々はきっと注目をしなければならないというふうに思うわけであります。

すなわち、従来の社会といいますのは、リージョナルコミュニティーとインターレストコミュニティーというのはほぼ同義というふうに考えてよかつたというふうに思いますけれども、正にポストモダンにおけるハイパー・コミュニケーション社会が到来をいたしますと、皆様もよく御存じのように、高度交通体系の整備は急速に進んでおりますし、これは一九四五年時点から比べても圧倒的に進んでおります。それから、情報通信網の整備も、これも圧倒的な飛躍を遂げておるわけでありまして、そのことによつていわゆるインターレストコミュニケーションが必ずしもリージョナルコミュニティーが必ずしもリージョナルコミュニティーと同義ではない。要するに、我々の社会生活を支える重要なコミュニティーとしてリージョナルなコミュニティーとインターレストコミュニティーと、二つのコミュニティーが存在するということを我々はきちつと認識をすべきだらうといふふうに思います。

そうしましたときに、この補完性の原理という

のは当然リージョナルコミュニティーの議論について適用されるべきであるという議論は、これはもう当然のことであります。同時に、インターレストコミュニティーについても適用されなければならぬというこの議論を深める必要があるのではないかというふうに思います。

この文脈から道州制の議論というものを私は擁護したいわけであります。それは、正にリージョナルコミュニティーの補完性の原理を貫徹するためにこれは極めて重要な概念であります。一方で、インターレストコミュニティーを我々市民としては構成をし、形作ると。こういう要請といふものはポストモダンの社会においては極めて重要な要求事項になつてくるといふふうに思います。

これは、首都圏に住む我々が正に都道府県の枠組みを超えて毎日のように移動をし、そしてコ

ミュニケーションをしている。そこに我々は明

らかに何らかの、その首都圏の中であまたあるイ

ンタレストコミュニティーの、一つ以上のコミュ

ニティーに所属をし、参画をし、そして日々の生活を営んでいるわけであります。このコミュニティーが十分にワークをするといふことはこれから新しい憲法を作つていく上で極めて重要な要請の一つでもあり、その文脈の中で、ローカルコミュニティーに対してどのような権限と機能を付与していくのかという議論が私は、この地方自治と一九四五年段階で訳した概念の発展型の概念の中でいま一度議論されるべきことではないかということを付言申し上げ、その文脈の中で、道州制の中に多くのインターレストコミュニティーが今現存して、そしてはいる。そのガバナンス、あるいはそのファシリテートということについて憲法に空白があるということについての問題指摘をさせていただきたいというふうに存じます。

ありがとうございます。

○会長(関谷勝嗣君) 松井孝治さん。

○松井孝治君 今、鈴木幹事の御発言、非常に興味深い問題なんですが、私は先ほど、最初に、冒頭にいたいた十五分間で言い漏らしました問題について発言をさせていただきたいと思います。それは、具体的には、今の憲法の条文で言いますと、憲法九十二条、九十三条で規定をしている自治体の組織運営の在り方というものをどう考へるかということです。

これは、厳密に法律的な意味での地方公共団体のガバナンスということではないということをこういうことが行われているわけでしょうけれども、性別とそれから年齢によってクオータ制で、抽せんで選出された三十人の代表で構成された郡民会議というものを設けておられる例があるそうですが、これは面白い事例があつて、公選ではなくて、日野郡民会議というのを設けておられて、これは性別とそれから年齢によってクオータ制で、抽せんで選出された三十人の代表で構成された郡民会議というものを設けておられる例があるそうですが、これは、公選ではなくして、これは、ガバナンスということで位置づけているわけでもない。このことについて、先ほど森元委員からもありましたように、ある意味であります。それは、いわゆる議論がござります。

○会長(関谷勝嗣君) 外添要一君。

○外添要一君 我が国の現憲法では、地方自治、第八章九十二、九十三、九十四、九十五と四条にしかなつていないので、このことについて、先ほど森元委員からもありましたように、ある意味であります。私が今から述べることは、憲法に書くべきことではないですけれども、この国の形をどうするのかということをやっぱりしっかりと議論をする必要がありまして、それを地方自治法という下位規定の中に書いてあるのかどうなのかを含めて、その認識がないといけないと私は思っています。

つまり、この今の憲法の第八章の規定は、どういう国の形であつても適用できるような非常に抽象的な形のままであるわけですから、日本が近代国家としてスタートする明治維新のときに、主として西郷隆盛が頑張りまして、廢藩置県ということをやつた。これは江戸時代が幕藩体制で非常に地方分権的である意味であつて、薩長は中央政府の徳川とは違うことをやると。しかし、近代国家は帝国主義の時代において日本が生き残るために富國強兵ということとその中央集権やらざるを得ない。どの国もそうであつたと、ある意味で。したがつて、微制という富国強兵からくる、それはある意味で憲法規定になると、その國の形については、やはり時代の流れということがあって、今の例えば、これは民衆投票制度というようなものを供与するのかどうか、この辺りの問題は全国一律で地方自治制度を議論するのか、地方自治制度の中でも国と広域自治体との関係は基本法たる憲法で位置付けられるけれども、その広域自治体と基礎自治体あるいは基礎自治体自身の運営の在り方については、それは憲法上の整理ではなくてその基礎自治体の範囲内で、権限の範囲内でもっと柔軟な制度を導入してもいいんじゃないかという議論があるというふうなことは追加的に問題提起をさせていただきたいと思います。

松井さんの専門でありますけれども、情報通信の発達とかいろんな社会的条件を見ても、どうしてもやっぱり今からの時代というのは地方分権をやらざるを得ない。

そうすると、私も實を言うと道州制と市町村といふような形で大きく、逆の廢藩置県ですね、具体的に言うと、四十七都道府県を廃止して、九州は一つ、四国は一つ、東北六県は一つといふようだつて、地域を超えて出てきているわけですから、やっぱり広域の行政をやらざるを得ない。そういう國の形をきちんと我々が議論をしないで、場合によつては憲法に書いてもいい、しないでほんと三位一体の話が出てくる、市町村合併が出てくる。したがつて、郵政民営化もこれに関係してあるので、道州制で地域分割するのかしないのかということで、郵政民営化やるならやるでも在り方が全然違つてくると思うんですね。

したがつて、日本が今二つに分かれつた。東京にいれば何もかも郵便局がやつてゐるような機能を代替する機関が全部あるけれども、田舎に行けば郵便局しかないと、こういう状況であるわけですから、この國の形をどうするのかという大きなグランドデザインがないところで、今の政権の下で様々な政策が出てきている。したがつて、国民も説明不足であるということがあるわけですから、是非、この点の本質的な議論がない形での自らの議論、私は國の最高指導者はそういう大所高所に立った哲学的、歴史的見解を述べるべきである、こういうふうに思つております。先ほどの森元さんが第九十五条は要らないんじゃないかということはありましたけれども、例え冲縄について日本国家でどう決めるというときには、これは沖縄の県民の同意がなければならぬので、これは削除する必要はないし、やはり国と地方との見解のそなやうなことがあつたときは九十五条は生きてくると思います。しかし、今はやりの住民投票ということについ

ては、大きく言つて二つ道があるんです。一つはこれをちゃんと法的に位置付ける、第二番目は住民投票を完全に禁止する。つまり、何が起つておるかといつたら、法律の範囲内でと書いてあるわけですから、この日本国憲法におきましてはで

すね。しかし、現実に住民投票、これは米軍基地の問題であり、原子力発電所の問題であり、産廃の問題であり、いわゆる括弧付きの迷惑施設といふものが出てくるときは、基本的にはその地域の人というのは余り賛成しません。

しかし、日本国、我々國会議員が例えばその日米安保条約というものを國の方針として多数決原理で決めたときには、これは國の政策であるわけです。それと基地の問題。これ、各地域の住民の意見と我々の國会の方針どちらが重いかといつたときには、法律の範囲内でと書いてある以上は、基本的に言うと各省の省令以下の重みしか住民条例に基づくこの投票は持たないんです、法的には

しかし、政治的には非常に大きな意味を持つて、その住民が示した意思と反対の形での、例え首長選挙でやつて、反対の意見を出した首長は葬り去られる。そうするとおかしなことになるので、十五条に書いてあること。

それから、今のリコール、地方自治体の議員とか首長のリコールに絡む、ちゃんと地方自治法に決めた住民投票以外は一切禁止するという形で処理をするのか。いずれにしても、この点についてはもつと議論を深めるべきであるというふうに思います。以上です。

○佐藤道夫君 先ほどから大変興味を持って、ま

た関心を持つて皆さん方の御意見、拝聴させていた

ただいておりました。ただし、私、基本的に疑問としたのは、こうい

う議論を國民の前で展開しまして、國民がどれだけ関心を持つて理解してくれるかと。恐らくゼロに近いんじやないかと、こういうふうにしか思えます。地方自治も大切だと、しかしそれは、じゃ

うと思つて。政治家の立場で考えてくださいと、それはあなたの方の仕事でしようというのが返つてくる答えだろ

うと思つて。うまいことなんで、法律の本当の理解者というのはそう最後はなるわけですよ。決めるのは國民ですかね、國民の前に今私が言つたような疑問ほかもたくさんあろうかと思ひますし、今の現

行憲法をめぐつて何しろ不曠の大典と言われて、明治以来憲法典というのは一回も改正してないんですから、積もり積もつてその間、行政当局あるいは政府のインチキ解散が挿まつちやつてどうしようもなくなつてゐるわけですね。

憲法九条だって、政府の説明ですと、何、集団自衛権は認められないけれども個別の自衛権は、

あれは自衛権の行使だ、要するに正当防衛なんだと、刑法の正当防衛からきてるんだというふうな、國家の行為について刑法を適用して、これは正当防衛だから認めるとか、そんなあほな、ばかな考えはないわけで、もう少しみんなが、國民一人一人が憲法を自分の問題としてとらえて、そして職場でも家庭でも今の私挙げたような問題、私いますけれども、一體創価学会と公明黨の関係をどう理解すればよろしいのかと、憲法上あれは合憲なのかどうなのかと。自民党と連立を組んで、そして閣僚を派遣していろんなことをやつておる、あれは政治権力の行使ではないのかと、こういう疑問を持つつておられます。

それから、さすが学生ですから、私学助成、私学共済、あれを大学の、恐らく事務職員からでも教わつくるんでしようかね、こんなややこしい規定があるんですよ。そして、何と何と全国の大学で五千、何千億ですか、年間ね、私学助成が入つてゐるのは。あれについての政府の説明なんか幾ら聞いたってだれも分からぬでしょ。日本にはもう私学校はない、みんな國の規定に

従つて運営しているから、あれは公の支配に属している学校なんだ、教育に関する事業なんだというのがずっともう政府の説明で通つてきているわけですね。

ですから、学生たちも、もし本当に私学助成が必要ならばはつきりともう八十九条は削除しては

どうなんでしょうかというふうに思いますよと、

こういうことなんで、法律の本当の理解者というのはそう最後はなるわけですよ。決めるのは國民ですかね、國民の前に今私が言つたような疑問ほかもたくさんあろうかと思ひますし、今の現行憲法をめぐつて何しろ不曠の大典と言われて、明治以来憲法典というのは一回も改正してないんですから、積もり積もつてその間、行政当局あるいは政府のインチキ解散が挿まつちやつてどうしようもなくなつてゐるわけですね。

憲法九条は、政府の説明ですと、何、集団自衛権は認められないけれども個別の自衛権は、

あれは自衛権の行使だ、要するに正当防衛なんだと、刑法の正当防衛からきてるんだというふうな、國家の行為について刑法を適用して、これは正当防衛だから認めるとか、そんなあほな、ばかな考えはないわけで、もう少しみんなが、國民一人一人が憲法を自分の問題としてとらえて、そして職場でも家庭でも今の私挙げたような問題、私

学助成どう考えたらいいんだとか、憲法九条がもしどうしても自衛隊が必要だと思えばどう考えたらいいんだろうかということを議論をして、その上に積み重ねていくことが大変大事だらうと思いまして、こういう議論を幾ら繰り返していくも國民はそっぽ向くというのか、関心を示してくれないと思うんですよ。

率直に言いまして、こういう改正議論の進め方についてもう少し考えていただければなと、こう思いまして、私の感想を述べさせていただきまし

た。

○会長(関谷勝嗣君) 他にございませんか。

今日は、今の時間は地方自治と住民投票制の問題でございます。そのことに關しまして、どうぞ、

鈴木さん。

○鈴木實君 申し訳ございません、手短に。

要は、今日の議論は市民の意思というものを正に市民の利益に一番近いところの地方自治にどう反映させるかと、その中で、舛添先生も住民投票について決めるに、こういうお話をだつたと思いますが、全く私も同感でございます。

それで、今、佐藤先生のお話もございましたので、一つ更に検討の視点として加えるべきは、要是市民の意思の何を、だれに、どう代表させるかと、その方法を直接制と間接制等の、どういうふうなデザインをしていくかということだと思いますが、私は、申し上げたいのは、アメリカの場合ですが、私、申し上げたいのは、アメリカの場合、州は知事だけじゃなくて司法長官も教育長もあるは場合によると財務長官とか総務長官とか、いろんなその例えば今の若い人たちが関心を持つつといつても、これだけ選挙があれば多分いろいろ関心を持つんだと思うんですね。その選挙意思ごとに、今回は教育長官を選ぶのかとか、今は司法長官を選ぶのか。そうすると、正にその州のそのテーマ、イシューに応じてそれぞれの意思を反映するという意味で、いろんな意味でのこのチャネルが非常に多様で、さしつゝこの市民民意とその反映というものに、直接民主制の観点からも間接民主制の工夫という観点も、両サイドどちらによく考へているというか、まあこれは歴史の積み重ねだと思いますが、やっぱり、やはり日本のいわゆる地方自治を考える場合にも、正にその市民意思を人に期待される場合、それから住民投票のようにその政策の中身に反映させる場合、いろいろあるかと思いますが、その正につなぎ方といいますか、パイプのその渡し方といふものについてもう少し精緻な突っ込んだ議論というものを必要としていくと、今の佐藤議員のその御関心にも少しおこたえられると思いますし、舛添先生の御議論を更に深められるのではないかというふうに思いましたので、済みません、お時間いただきましてありがとうございました。

○会長 関谷勝嗣君 外添さん。

○舛添要一君 先ほどの住民投票の議論につけ付け加えさせていただきます。

私がその法的な枠組みにおいて住民投票をどう位置付けるかという問題を提起をしたんですけれども、実を言うと、公職選挙法の厳しい規定の下において我々の選良たちは選ばれます。しかし、住民投票は一切、そういう公職選挙法よりはるかに緩いというか、何の規定もございません。買収しようが、戸別訪問しようが、どういうものを配ろうが一切ありません。その下において出された結果と厳しい公職選挙法の下で行われた結果とを同列に論じていいのかと。

つまり、何が申し上げたいかというと、ある町議会においてその議員たちが正当に選ばれた間接民主主義において下した決定と、その住民投票によつて公職選挙法の網の掛からない形で自由なりつり奔放な買収あるいは腐敗あり、そういうことでやつた住民投票の結果とをどちらを重く見るですかといったときに、それがいわゆる世論レベルでは直接民主主義の方が重いのではないかということを言わることに對して私はやつぱり一定のこの疑問符を呈しておかなければならぬと、そういう問題意識もあつたことを付け加えておきます。

以上です。

○会長 関谷勝嗣君 他にございませんか。

他に御発言もないようですから、意見交換はこの程度といたします。

午後三時五十五分に再開することといたしまし

て、休憩をいたします。

午後二時四十三分休憩

ます。

まず初めに、各会派から一名ずつそれぞれ十分以内で御意見をお述べいただきたいと存じます。

なお、御発言は着席のままで結構でございます。それは、御意見のある方は順次御発言を願います。藤野公孝君。

○藤野公孝君 前半の部分が地方自治なり住民投票でございましたが、後半冒頭、これ財政に関することで、自由民主党藤野公孝でござります。

財政に関しましては、現行憲法第七章というところで、八十三条から九十三条までの九か条について充てております。

先ほど、まあ地方自治についてもそういうのがあるから、地方自治の發展にいろいろ大きく憲法の規定が貢献してきたというふうなお話を前半の部分にありました、この財政につきましてもまた充てております。

さらに、予算に関しましては、衆議院の先議等についての規定が六十条にありますから、何も九か条だけではなくてもっと多くのわけでござりますが、近代国家成立への過程を見ましても、王制から近代国家へのプロセスの中で、課税ということに対するチェック、歯止めといふうこと

が一つの政治的な大きなイシューになつてきました。一二一五年のマグナカルタ以来、いろいろ近代憲法の一つの大きな骨格としてこの租税というか課税の問題が出てきた。それを大きく包含した財政という問題について我が憲法も第七章ということで充てているということで、今後、憲法改正を考える場合でもこの規定、規定ぶりといいましょうか、更に充実強化させていくこという方向性で議論すべきだという基本的な考え方をまず申し述べたいと思います。

持ち時間が十分ということありますので、いろいろこういう点はどうかというようなことを考えたんですが、大きく三つぐらいに絞つて、ポイントを絞つて私の考え方というか意見を申し述べたいと思うわけでございます。

まず第一点といたしまして、現在のこの規定を見ましても、どちらかといふと手続的な規定が多いわけでございますが、昨今の財政に関します現状、特に国における赤字、財政赤字の増大、五百兆にもなんなんとしているというような状況。あるいは地方公共団体の財政も二百兆とか、こういふんですかね、においてプライマリーバランスいうことで、自由民主党藤野公孝でございまます。

そこで申しますと、まず第一点といたしまして、現在のこの規定を見ましても、どちらかといふと手続的な規定が多いわけでございますが、昨今の財政に関します現状、特に国における赤字、財政赤字の増大、五百兆にもなんなんとしているというような状況。あるいは地方公共団体の財政も二百兆とか、こういふんですかね、においてプライマリーバランスを黒字にしようと努めようとしている。そういう現実の、法律論ではなくて現実の実態を踏まえまして、私は、今申しました手続規定の中に一つの規範性といふようなものを財政に関しても持ち込む時期に来ているのではないかという点についてまず申し述べたいと思います。それがいわゆる租税法定主義といふ面での中身の充実化ということにもつながっていくんじやないかという趣旨でございます。

財政におきます健全性の確保あるいは財政規律といったものにつきましては、諸外国の例を見ましても、そこにはつきりと明定すると。例えば、均衡予算原則といつたような本当に強い形で盛り込んでいるところもござりますし、もう少しふわっとした形で規範性を盛り込んでいるところもござりますけれども、そういう諸外国の例を見ましても、また、日本の今申しました現状、それから今政府も取り組んでいるようなそういうプライマリーバランスの確保といったようなことを総合して考えまして、この財政の規律、健全性の確保といふ点につきまして、具体的な案文まで私、今ちょっと御提案申し上げられないで恐縮でございますが、それでも、そろそろもうそうした方がいいんではないかと思うわけです。

ただ、均衡予算といふことに余り、均衡財政ということに余り固執しますと硬直化を招く。これまで長い間大きな議論の中で、憲法にまでそういうことを書くと大変手足を縛るといったような慎重論も強かつたと認識しておりますけれども、今後、我が国が二十一世紀どのような國の形あるいは國と地方の関係を築いていくかというこ

との中で、国が地方のとにかく全部面倒を見ていくんだということになりますと、そこにはやはり國はある程度借金してでもという思想が強いと思いませんが、やはりある程度の格差を認めつつも、それぞれが自己責任、自立の立場からやつていくということになれば、やはりこれは國だけではなくて、國と地方公共団体、場合によってはそれ、道州制であれば道とか州とかいうことあります。が、その両方にわたりましてこの規範性、規律性といったものを自己責任の具体的な財政における表現として憲法にも明記することが、かえつて諸外国に対しても、あつ、日本の國といふのはこういうことで財政の健全性確保ということを國、地方を通じ目指しているなどということになりますし、特に、今、三位一体等で議論になつておりますような問題につきましても、こちらの財政の方の面からも一つの國の姿勢を、形を示すことができるのではないかと、このように考える次第でございます。

これまで、財政につきまして、これがほとんど細かいことにつきましては財政法等、あるいは地方税法も含めて財政法等にゆだねられて実行、現実的な執行、こういったものにウエートを置いてきた関係上、余り細かなことまで憲法に書くことはいろいろ制約、硬直性を招くという心配はあるわけでござりますけれども、まずこの規範を、規範性についての規定を置くことが優先して考えられるべきではないかと、このように思うわけであります。

二番目に申し上げたいことは、この手続規定が基本になつていて、やはりどうしても今回この手続面で大きな穴があるなど、欠落部分があるなと思いますのが、暫定予算に関する根拠規定がないことであります。

何も今、根拠規定がないのが暫定予算制度だけではなくて、継続費等についてもないんであります。が、あえてこの暫定予算制度についての根拠があつた方がいいのではないかと思う趣旨は、現在、予算につきまして、先ほども申しました第六十条

の後段におきまして、予算がいろいろもめて、参議院が衆議院と違う対応を取つたり、あるいは否決したりいろいろしたときに、三十日以内に成立しない場合、議決しない場合は衆議院を優先する等の規定を見てもお分かりのとおり、ある程度時間が経過することを前提にしております。その時間が経過した結果、新年度発足までに予算が通らないことは当然あつてはほしくないことでは、望ましいことはありませんが、憲法も想定しております。

それは憲法で、その六十条の後段の規定の結果として、いろんな事態が起きて延びるということは想定しておりますし、また、不測の事態ということにつきましては、第八十七条の予備費の規定も、正にその条文が書いてありますように、予見し難い支出が起つたときのためのその予算の手当で、その内容に、支出の内容についての規定があるわけでございます。

しかば、やはり空白と、いう重大な事態が招来る暫定予算につきまして、やはり何らかの根拠があつた方が、今のように、法律レベル、財政法レベルだけで対応するのはいかがなものか。法律上、憲法として若干、欠陥とまでは言いませんが、問題があるのでないかと思う次第でござい

ます。

手続の面に關しまして、二番目の問題提起として申し上げた次第でございます。

三番目は、この第七章で一番議論になつてきた、いわゆる公的助成と公の支配の問題、すなわち第八十九条の後段にかかわります規定の問題でございます。

先ほど佐藤先生からもコメントがございましたが、長年にわたり、具体的には私学助成違憲論争というような形で議論がなされてきましたけれども、この公の支配に属する、あるいは属しないといふのはどういうことか、あるいはどの程度なら属すかというような疑義があるから、この疑義がないように明確にしたらどうかという議論もあり

ますが、私は、日本のいわゆる高齢化社会を迎えるこの二十一世紀の憲法の在り方としましては、慈善とか教育、あるいは博愛という事業、これを民間の支援の下にやつていかなきやいけないといふ重要度はますます高まっていくし、民ができるることは民へといつた方向も国民のコンセンサスがあると思われますので、明確になるよう修文するという立場ではなくて、この後段の部分については削除すべきというふうに思います。前半の宗教に関する部分は存置するという立場でございます。その方が今後の日本の國の在り方にも適合するんじゃないかと思います。

その他、決算審査等についてのもつとそれを重視したらどうかというような立場もござりますが、紙も参つて、早く切り上げろということなのでここで切り上げます。

○会長(関谷勝嗣君) ありがとうございます。今日は余り時間がございませんので恐縮でございました。

次に、松井孝治君。

○松井孝治君 民主党の松井孝治でございます。

この財政の問題につきまして言うと、現行憲法の八十三条に財政民主主義の規定が明確に規定されておりますが、残念ながら、現実、この財政民主主義が貫徹しているかというと、そうなつていいません。そこをしっかりと憲法議論においても規定をし直す必要があるんではないかと考えています。これは二院制の小委員会でも議論するべき話でありましょうが、やはり私は、この参議院の将来の役割の一つというのは、財政コントロールをしっかりとやるということが参議院の機能の大きな役割を担うんではないかと思っております。

具体的に言うと、先ほど地方自治の時間にも申し上げましたけれども、財政調整、地方間の、道州制の導入という議論とも併せて行われますが、地方間の財政調整の機能というのは国としては当然必要な機能であります。これについて、現状のように霞が関の一部局が行つてはいるというやり方がいいのか、それとも、やはりこの財政民主主義の觀点から一院がしっかりとそれをチェックするという機能を明確に憲法に位置付けてはどうかという点が一つの論点であります。

その観点からいと、参議院が執行の一翼を担いながらチェック機能を十分に果たせるかどうかという点については十分一考を要するわけでありまして、例えば國務大臣を参議院から出すのかどうかとか總理大臣の指名権との関係も論点となつてこようと思います。

また、私は決算委員会にも所属をしておりますが、憲法機関である会計検査院の在り方についての論議もあるうと思います。諸外国の例でいっても、例えばイギリスの会計検査院というのは長らく大蔵省の外庁であります。が、今、行政府から独立して、院長は、会計検査院の院長は下院議員であるというような、議会に近い存在にしてはいるとか、スウェーデンでも議会に一本化をしたというような例もございます。

今、会計検査院の機能については、種々の評価があろうと思いますけれども、やはり霞が関と実際に交渉しながら検査報告を作り上げているという実態を見る限りにおいて、やはりこれを議会の下に置いてもう少し強力な権能を、もちろん憲法機関としての位置付けはそのままいいと思うんですが、議会の下に、特にこの参議院の在り方と関連して、会計検査院の機能をきつちりと強化をしていくべきではないかと思っております。

その他、幾つかの論点をもう時間もございませんので端的に申し上げますが、例えば決算の位置付けであります。が、現行憲法九十三条の規定、提出扱いになつていますけれども、これが、決算が單に提出されていいのか、あるいは議案としてしっかりと審議が、もう少し強制力を持つ、あるいは予算との関係での、決算を通して予算が通らなければなりませんけれども、これが、決算が単に提出されていいのか、あるいは議案としてしっかりと決算にもう少し強い拘束力を持たせるべきで

についても裁判官に準ずるような、そういう規定が会計検査院法にもあるわけですけれども、こうすることは法律というよりも憲法に明文化してもいいぐらいであるのではないかと、こういうふうに考えております。検査院法の一条には内閣に対して独立の地位を有すると、こういう法律であるわけですけれども、憲法に置き換えてもいいぐらいいだというふうに思うわけであります。

ただ、行政から、特に内閣から独立の地位を有すると言っている割には非常に制約が、特に行政とのつながりの中で制約が多く過ぎると、具体的には、検査官また検査院の職員、特に職員でなければ、検査官の一人括採用試験の中から採用されいくわけですし、独自の採用があつてもいいとい

う議論もあると思いますし、また天下り先についてもいろいろお世話になつて、いるというふうな実態があるし、人事交流についても、検査官の人事交流、人事交流といいますか、これは検査官自身が特に旧大蔵省出身の方、必ず入っているというふうなこともありますけれども、これは批判もあり改められているようですけれども、こういう人事交流の問題。

それから、検査院の指摘の、不当な支出の指摘の金額につきましても、検査院の予算の範囲内で行われているのではないかと言われてもやむを得ないような指摘額。最近ちょっと増えてきているようですから、これも、特にアメリカ等と比べますと、余りにも指摘額が毎年同じような金額になつておりますし、この程度でいいのかというふうなことも言われておりまし、細かい指摘が非常に多いという問題点もあるのではないかと。

こういうことからも、非常に本来の使命が、憲法上の地位を与えられている割には、行政監視も含めて三権への監視のレベルが過過ぎるのではないかという問題点があるといふうに思いますが、検査ができないといふこの検査権限の在り方についても、これはもつとも機能強化と

いう話がございましたけれども、そういう問題点があるというふうに思います。

決算審査の、特に決算における国会審査の役割、特に参議院の役割が高まつてしまいまして、具体的な体制ができ上がりつつあるわけですけれども、この問題につきましても、今もお話をございましたように、内閣を通して国会へ提出する在り方は、やはりこれは見直す必要があるんではないかというふうに思いますし、二院制、特に参議院の独立性、こういう観点からも、この決算審査の在り方については、さらに立法府としての使命、行政監視も含めた使命が非常に役割が大きいというふうに感じております。

大体以上でございます。

○会長(関谷勝嗣君) ありがとうございました。

○吉川春子君 日本共産党的吉川春子です。

憲法と財政について発言をいたします。
初めに、憲法の財政条項の重要性について述べます。

財政について、日本国憲法は幾つか大事な原則を定めています。憲法八十三条は、国の財政を処理する権限は、国会の議決に基づいてのみ行使さ

れるという基本原則を始め、八十四条の租税法定主義など憲法上の原則は旧憲法の反省に基づくものであります。これらは、今日の政治状況、国家財政の状況の下で一層重要な役割を果たすことが想られます。そこで、憲法の財政条項の重要性について述べます。

現在では、国の長期債務残高は五百四十八兆円、国の一般会計予算約六、七年分に相当する膨大な額に達しています。今、憲法と財政法の精神に立ち返って、財政規律を回復することが重要なことがあります。

会計検査院についてですけれども、憲法九十条二項に基づいて、財政民主主義を保障するために設置されていますが、最近の事例で言えば、例えば警察の裏金問題で、一部警察もその事実を認め、現職警察官、元警察幹部の証言などで明らかにされているのにもかかわらず、会計検査院は戦後一回も警察の不正経理を告発、指摘したことはありません。機密費の検査については会計検査院の機能に大きな制約があります。会計検査院が憲法の規定にふさわしい役割を果たせるよう、今その体制、機能を抜本的に強化する必要があるし、またできると考えます。

租税法定主義を定めた憲法八十四条と、これと一体を成す財政法の規定は極めて重要です。憲法の下での財政の在り方については、一、直接税主義、二、生計費非課税と負担能力に応じた累進課税、三、申告納税制という原則が曲がりなりにも確立されきました。これらの原則は、現実社会における経済所得格差を縮小、緩和し、所得再配分機能を果たしたはずのものでした。

要だと思います。

財政民主主義についてです。

財政規律と政府の責任について言えば、財政法は、国債の乱発が戦争遂行の重要な手段とされた戦前の痛苦の反省に基づく財政健全化のための規定を設けています。

すなわち、同法四条一項では、「國の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としな

ければならない」と国債の発行を制限しています。また同法五条は、すべて、公債の発行については、日本銀行にこれを引き受けさせ、また、借入金の借入については、日本銀行からこれを借り受けではなくないと定めて、公債の日銀引受けを禁止しています。

こうした重要な規定があるにもかかわらず、歴代政府によつて無視されてきたことが今日の財政危機を招いたと言えます。すなわち、一九六五年度に国債が戦後初めて発行され、均衡財政システムの一端が崩されました。また、七五年度からは、公債発行特例法を制定して歳入不足穴埋めのための特例公債、赤字国債が発行され、その後恒常化してきたのが今日までの経過です。

現在では、国の長期債務残高は五百四十八兆円、日本の一般会計予算約六、七年分に相当する膨大な額に達しています。今、憲法と財政法の精神に立ち返って、財政規律を回復することが重要なことがあります。

私たちは、いち早く納税者プライバシー権の保障や、税務調査への立会人を置くことなどを求めた納税者憲章の提案をしてきました。税務行政の民主化を求めてきましたが、今や憲章制定は世界の流れになつっています。世界の主要国G8の中で納税者憲章がないのは日本とロシアだけになります。憲法の民主的原則を保障するためにも一日も早く納税者憲章を制定される必要があると考えます。

歴代政府は、戦争放棄、戦力不保持、交戦権否認をうたつた憲法九条の平和原則に反して自衛隊を創設し、また軍事費は今日年間五兆円の巨額に達しています。この中には、日米安保条約上義務のない在日米軍への思いやり予算や違憲のイラクへの自衛隊派兵予算も含まれています。

日本の財政の現状は、国、地方を通じて、社会保障予算の比率が欧米に比べて著しく低く、公共事業予算に偏重したものになつておらず、生存権を保障した憲法二十五条に照らして著しく乖離した財政になつています。今、三位一体の改革の名で進められようとしている義務教育費の一般財源化や生活保護費の補助率引下げは、憲法上の国の責務を放棄するものと言わなければなりません。財政支出、税金の使い方についても憲法の原則に照らして問い合わせが必要があると考えます。

私学助成に関して、憲法八十九条の趣旨は、私的教育などに対する公権力の干渉を排除し、公共の利益に反する事業に公金を支出しないためであって、公教育を担う私立学校への助成を禁止する趣旨ではありません。私学助成は憲法違反という議論がありますが、既に一九四六年の憲法制定議会において、金森国務大臣、当時が、今日、国家は私立大学に対しては一般公法人に対するよりも特殊なる監督をしているということを挙げ、私立学校は公の支配に属しているので支出してもよろしいと答弁しています。

さらに、現行の法体制の下においては、私学に対する国が助成することは憲法上も是認され、かつ確立しているというのが政府の一貫した見解であり、この下で私学振興助成法が現に制定されています。

きではなかろうかと思ひます。
もう一つ言いたいこともありましたけれども、
これは後に譲ります。

終わります。

○会長(関谷勝嗣君) 続きまして、前川清成君。

○前川清成君 七月の選挙で奈良県選挙区から当選いたしました民主党の前川清成です。

私は、本年の三月十六日に民主党の公認を得るまで政治とは一切かかわっておらず、その意味で考えております。御指導、よろしくお願ひ申し上げます。

は政治の素人でございますが、先輩諸兄の御指導を仰ぎながら政治家として大成してまいりたいと考えております。御指導、よろしくお願ひ申し上げます。

さて、私はこれまで弁護士をいたしておりましたが、普通の弁護士でしたので、法廷で憲法を引用したことはただの一度もありません。発言に立つて弁解のつもりで申し添えさせていただきま

す。

なお、私はこれまで弁護士をいたしておりますが、普通の弁護士でしたので、法廷で憲法を引用したことなどは一度もありません。発言に立つて弁解のつもりで申し添えさせていただきま

す。

さて、専制国家であつても民主主義国家であつても、税金は嫌でも無理やりに国家権力によつて取り立てられます。ただ、使い道に関して、専制国家では王様が勝手に決めるけれども民主主義国家では王様が勝手に決めるという違いがあります。この点こそ、代表なければ課税なしという標語に表されています。

しかしながら、過日の予算委員会においても、政治と金の問題にその審議時間の大半が費やされました。四十兆円もの税収の使い道を、さらには借金も含めて八十兆円もの国の財布から出していくお金について、およそ一ヶ月程度の通常国会における予算委員会で決めることが本当にできるんでしょうか。だからこそ、結局は役人が予算付けをする、そのためには市長があたかも参勤交代のように陳情を繰り返す、国會議員はその陳情の口利きをしていわゆる実力を示すというおねだり型の政治が続いているように思ひます。

個別的な話ですが、今朝、奈良県の道路整備促進決起大会というのが開かれました。その際に固有名詞は申し述べませんが、ある国會議員の方

が、この道路のために五百億円をおれは取つてきただというふうに話しておられました。先ほど申上げましたように、私はこれまで政治に携わつておらず、一市民として生活してまいりましたから、このような私にとりましては、今のような発言にはむしろ嫌悪感さえ覚えます。これが普通の市民の感覚ではないかと思ひます。

だからこそ、税金の使う予定と、さらには税金が使われた結果をきめ細やかに通年的に国民に開かれた場所で議論するシステムが必要ではないで

しょうか。この点は憲法の改正を待たずとも実行できます。

さらには、例えば奈良県選出の参議院議員は荒井先生と私、二人ですが、二人だけ奈良県の隅々まで目が行き届くとは思われません。国民の代表が税金の使い道を決めるという原則を推し進めるならば、地方における税金の使い方はその地方議会で決めるという、すなわち地方分権に帰着するのではないかとおもいます。

また、佐藤議員からも指摘がありましたが、私は憲法八十九条は改正すべきだと考えていました。

憲法八十九条は改正すべきだと考えていました。八十九条に言う公の支配に関する解釈論は当然に承知をしていますが、私は、憲法九条と同様、憲法違反という結論を避けるために文言を離れて巧緻な解釈論を展開することは、基本法としての憲法の性格上、避けなければならないと考えています。

憲法だからこそ、日本語を理解できたならばその趣旨も理解できなければならぬはずです。私学助成を廃止するかしないかを決める、そして廃止しないのであれば憲法八十九条は改正するべきだと、かように考えております。

以上です。

○会長(関谷勝嗣君) ありがとうございました。

続きまして、魚住裕一郎君。

○魚住裕一郎君 参議院が二院制の下で財政統制、どのような役割を果たすべきかということを考えるなら、やはり決算重視ということを考え

るべきだろうと思つております。特に、さきの常

会の決算審査が早期に審議を終えたことは、参議院の長年の努力が結実したものであつて、参議院、二院制の存在意義を示すものとして財政学会等で高く評価されていると聞いております。ただ、現在の憲法の規定では、決算は単なる報告事項にすぎないわけで、ファイードバック機能が確保をさ

れているわけではなく、圧倒的に劣る扱いを受けていることとは非常に残念なことだと思っております。

かつてのプロイセン憲法のように、決算の承認により内閣の責任が解除されるというような明文がありたり、あるいは先ほども御紹介ありましたあのフランスの法律のように、決算審査を終えるまで予算審査に入れない、そういうような規定も考へておおかしくないのではないかと思つております。

また、先ほどそれとも関連して会計検査院の役割等、山下幹事からもお話しございましたけれども、その財政統制のために会計検査院との一層の連携を図つていく、機能強化を図つていく中でフォローアップをする、参議院が会計検査院の応援団になると、そのぐらいの連携があつてかかるべきではないのかなというふうに考えておりま

す。

もう一点、今の日本の財政、大変な財政、巨額な赤字を抱えているという状況でございますし、国民一人当たりを考えても大変重いものがござります。議論にも出ておりますけれども、やはり一つの理由として、これは憲法の規制の対象がこの手続面ということが中心であつて、実際の財政運営に関する規律を定めるものが少ないということも

あります。ところが、実際には政府は、国会の予算修正は内閣の予算編成権を損なわない範囲において可能だということを主張して、非常に予算修正

が十分に反映をされるとは言い難いと思います。

先ほども国会の予算修正権のことが出ておりましたが、それでも、憲法が国会が国権の最高機関だと

いいますと、今の国家財政の決定過程にはいろ

いろ問題ありますし、現実の運営は予算の国会審議

が十分に反映をされるとは言い難いと思います。

先ほども国会の予算修正権のことが出ておりましたが、それでも、憲法が国会が国権の最高機関だと

いいますと、今の国家財政の決定過程にはいろ

いろ問題ありますし、現実の運営は予算の国会審議

が十分に反映をされるとは言い難いと思います。

イタリアでは、かつて破綻の危機にあった、こ

のようなことが言われておりましたけれども、財

源の新しい規則を認めないと、オブリコ・

コペルツーラ原則つていうんですか、そういうの

があるようでございますが、そういう規定がイタ

リアの財政再建に大きな役割を果たしたというよ

うな評価もされているところでございまして、やはり運用面を規律していく、この規定も考えていくべきではなかろうか、このような意見を持つているところでございます。

この以上二点、申し述べます。

○会長(関谷勝嗣君) 次に、井上哲士君。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。財政民主主義と予算修正についてまず意見を述べます。

明治憲法でも、財政民主主義の原則、一応は認めておりましたけれども、多くの例外規定が設けられて著しく制限をされておりました。その最も大きな一つが、いわゆる統帥権による議決権の制限であります。陸海軍省の経費は、形式上は予算に計上され議会に提出されましたけれども、その内容を議論するというのは、天皇の大権に触れるという理由で詳しいことは事実上は審議されなかつたと。これがあの太平洋戦争での膨大な臨時軍事費特別会計の内容が国民にほとんど知らされないままに使われたという背景にあります。

こういう教訓から、新しい憲法の下での財政民主主義が確立をされたわけですが、現状でいいますと、今の国家財政の決定過程にはいろいろ問題ありますし、現実の運営は予算の国会審議が十分に反映をされるとは言い難いと思います。

先ほども国会の予算修正権のことが出ておりましたが、それでも、憲法が国会が国権の最高機関だと

いいますと、今の国家財政の決定過程にはいろ

いろ問題ありますし、現実の運営は予算の国会審議

が十分に反映をされるとは言い難いと思います。

先ほども国会の予算修正権のことが出ておりましたが、それでも、憲法が国会が国権の最高機関だと

いいますと、今の国家財政の決定過程にはいろ

いろ問題ありますし、現実の運営は予算の国会審議

が十分に反映をされるとは言い難いと思います。

先ほども国会の予算修正権のことが出ておりましたが、それでも、憲法が国会が国権の最高機関だと

いいますと、今の国家財政の決定過程にはいろ

いろ問題ありますし、現実の運営は予算の国会審議

が十分に反映をされるとは言い難いと思います。

先ほど同僚議員からも、消費税の導入がこの点

を非常にめがめているということがございまして、消費税導入とその後の引上げによりまして、

間接税の収入は導入前の二六・八%から現在は四四・一%になつております。累進課税も税率のフラット化という下で弱められまして、所得税の最高税率が、消費税導入時の六〇%が現在は三七%まで引き下げられております。法人税の税率も四〇から三〇%へと引き下げられまして、その結果、この十年、この間で消費税の増額分が高所得者の所得税減税や法人税の減収の穴埋めに結果としてなつてゐるということがあります。諸外国と比べましても、日本のこうした所得の再配分機能が非常に弱まっているというのが実態であります。

今、年金財政に充てるということで定率減税の廃止、縮減、その先の消費税の更なる引上げといふ議論がありますけれども、こういう本来の憲法の財政民主主義、そして税制の民主的原則といふことからいふたときに、私たちは、これはこれに反するものだと思ひますし、むしろ今こそこうした憲法の税の在り方の原則に立ち返るということが重要になつてゐると思ひます。

○舛添要一君　まず第一点は、予算単年度主義でござります。三月末になつたら無駄なのに道路を掘り返していると、こういう風景に象徴されるるよに、とにかく予算を消化しないといけないと。これで相当な無駄があると思いますんで、これは単年度主義のある意味で弊害ですから、複数年度主義を認める形を明文化するということも考えてよろしいではなかろうかと思ひます。今の憲法そのままでは難しいかもしませんが、一部分についてプロジェクト予算のような形で複数年度主義を認めてもよからうと。これによつて税金の無駄遣いを排除するという手があらうと思います。それが第一点です。

ましたことですけれども、やつぱりこの財政赤字
が野方図に広がっていくと、この財政均衡、財政
規律ということはやっぱり我々立法府としても考
えないといけないというよう思います。

おそれておれまして、野田さんは本当に手を貸すことを認めるというのも問題があろうと思います。そういう意味では、これは諸外国、特にアンゴラ・サクソン系で導入されておりますが、やはりニュー・パブリック・マネジメント系のくくりをしつかり制度的に保障した上で、むしろ単年度主義がもたらす

○会長(関谷勝嗣君)　ありがとうございました。
舛添さん、どうぞ。

今、松井さんおつしやつたことは、これは英語で言うとインクレメンタリズムという現象ですけれども、私は実は、これは憲法上の規定で片付けられる問題ではなくて、政権交代がないからだとうふうに思っていますんで、野党の諸君、是非頑張っていただきたいと思います。

○会長(関谷勝嗣君) 他にございませんか。それでは、今日の意見交換はこの程度といたしたいと思います。

本日はこれにて散会いたします。

かが作る。あるいは、中長期的に、これは参議院の役割かもしれませんが、未来の世代への責任を果たすという意味においてその部分をしっかりとチェックしていく、その根雪の部分の本当に妥当性というものをチェックしていく。それを単年度のフローでチェックするということではなくて、むしろその制度あるいはいろんな予算、財政措置の根っこに立ち返って評価をする仕組みを持つべきではな

いか

それを今のような形で財務省だけに責任を負わせること、財務省の苦悶を増す

あるふたどりのうい思ふね
以上です。

○会長(関谷勝嗣君) 他にござい
どうぞ。松井孝治君。

○松井孝治君 松井でございます。

も複数年度予算というのを認めるべきだというのは先ほど申し上げたとおりであります。他方で、

やはり忘れてはいけないのは、予算単年度主義の弊害はあります。会計年度独立主義というものの

の一定の財政規律を確保する意味でのメリットもあるわけでありますて、野方図に複数年度予算を

認めるというのも問題があろうと思います。そういう意味では、これは諸外国、特に英語圏で

ソン系で導入されておりますが、やはりニュー・パブリック・マネジメント系のくくりをしつかり

制度的に保障した上で、むしろ単年度主義がもたらす税金の無駄遣いというものをきつちりコント

ロールしていくことが必要ではないかと思つております。

それと、今の行政の予算査定の在り方が、どうしても増分主義といいますか減分主義といいます

か、根っこから見直せない。これをやはりその根っこにある根雪の部分の無駄遣いというものを見直

せないというところはしつかりと何らかの形で、これは憲法上の要請にするかどうかはまだ種々議

論があるところだと思いますが、今おっしゃったような一定の財政の大枠のマクロのルールをどこ

かが作る。
あるいは、中長期的に、これは参議院の役割か

もしされませんが、未来の世代への責任を果たすといふ意味においてそこの部分をしつかりチェックしていく、その根雪の部分の本当に妥当性といふものをチェックしていく。それを単年度のフローでチェックするということではなくて、むしろその制度あるいはいろんな予算、財政措置の根っこに立ち返つて評価をする仕組みを持つべきではな

第二十六部 憲法調査会会議録第二号 平成十六年十月二十七日

參議院

平成十六年十一月十五日印刷

平成十六年十一月十六日発行

參議院事務局

印刷者 国立印刷局